

GIFU HOZEN

岐阜県環境保全協会報

2002／第51号

平成14年7月1日発行

題字：梶原拓岐阜県知事



社団法人 岐阜県産業環境保全協会

行政ニュース	既存の焼却施設等に係る新基準に対する経過措置は、 本年11月30日までです。	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	… 1
	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場 に係る技術上の基準を定める省令の一部改正について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	… 4
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用上の疑義に について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	… 7
	古畳を原料とした飼料化、堆肥化等について	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	… 9
	産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並び に産業廃棄物処理施設の許可申請に係る添付資料につ いて	岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課	… 10
	「21世紀の水環境づくり国際会議」の報告	岐阜県健康福祉環境部環境保全課	… 11
	ダイオキシン類自主検査結果の実施・報告	岐阜県健康福祉環境部環境保全課	… 11
	化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T R制度の 届出がスタートしました	岐阜県健康福祉環境部環境保全課	… 11
	園芸用使用済プラスチックの適正処理について	岐阜県農林水産局園芸特産振興室	… 12
	廃棄物焼却炉の使用について	岐阜市環境部環境管理課	… 15

あいさつ

就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部環境政策課長 片桐幸三	… 17
岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長 松村昌明	… 18
岐阜市環境部長 久保田弘	… 19
岐阜市環境部環境管理課長 片桐猛	… 20
財団法人地球環境村ぎふ理事長 福山益生	… 21

特 集

わがまちの産業廃棄物問題と対策

武儀町長 熊澤昌之	… 22
福岡町長 吉村卓己	… 23

協会だより

第26回通常総会・知事表彰「産業廃棄物関係業務功労者」	… 24
第1回理事会・各委員会の開催	… 25
中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議開催	… 25
(社)全国産業廃棄物連合会第18回通常総会開催	… 25
全産廃連会長表彰	… 26
事務局だより	… 26
新規加入会員の紹介	… 27

講 演

循環型社会形成推進基本法と産業廃棄物について

講師 循環資源研究所 所長 村田徳治 … 28

編集後記

会員(企業)紹介 … 44

会員(企業)紹介 … 45

表紙写真「乗鞍山頂」

この雲海の下に高山市の町並みが広がる。

一步天国へ近づけるような感動の夕方の風景です。 (日本風景写真協会 二村岩夫)

既存の焼却施設等に係る新基準に対する 経過措置は、本年11月30日までです。

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

1 産業廃棄物を焼却する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（以下「省令」という。）で定める基準に適合させて実施する必要があります。

この基準については、一部改正されており、その内容は下記2、3のとおりとなっていきます。

なお、この基準に適合しない焼却を行った場合は、行政処分、罰則の適用を受けることになります。

2 廃棄物を焼却する場合は、省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却しなければなりません。

この省令で定める構造を有する焼却設備について、平成13年3月26日に改正され、新設、既設を問わず下記の構造とする必要があります。

適用は、平成14年12月1日からです。

〈省令で定める焼却設備の構造〉

1	空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できるものであること。
2	燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
3	外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。
4	燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
5	燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

〈環境大臣が定める焼却の方法〉

1	煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。
2	煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。
3	煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。

3 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条で規定する産業廃棄物処理施設については、省令で定める技術上の基準に適合していかなければなりません。

この技術上の基準について、平成9年8月29日に改正され、下記の基準に適合させる必要があります。

適用は、平成9年12月1日からとなっていますが、既存の施設（平成9年11月30日までに設置されていた施設）については平成14年12月1日から適用されます。

〈技術上の基準〉

	新 基 準	適用
構 造 基 準	1 外気と遮断された状態で、廃棄物を定量ずつ、連続的に燃焼室に供給できる供給装置。（環境大臣が定める施設は除く。※1）	○
	2 燃焼ガスが800℃以上の状態で燃焼できる燃焼室を設置すること。	○
	3 燃焼ガスが800℃以上の温度のままで燃焼室に2秒以上滞留できる燃焼室を設置すること。	×
	4 外気と遮断された燃焼室を設置すること。	○
	5 助燃装置を設置すること。	○
	6 必要な空気を供給できる設備を設けた燃焼室。（供給空気量を調節する機能を有するもの。）	○
	7 燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置。	○
	8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却できる冷却設備。	○
	9 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する装置。	○
	10 生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備。（高度のばいじん除去機能を有するもの。）	○
	11 排ガス中のCOの濃度を連続的に測定・記録する装置。	○
	12 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備・貯留設備。	○
	13 ばいじん又は焼却灰が飛散・流出しない灰出し設備。	○

	新基準	適用
維持管理基準	1 ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、廃棄物を均一に混合する。	○
	2 燃焼室への廃棄物の投入は、外気と遮断した状態で定量ずつ連続的に行う。	○
	3 燃焼ガスの温度を800℃以上に保つ。	○
	4 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却する。(※2)	○
	5 運転開始時は、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させる。	○
	6 運転停止時は、助燃装置を作動させる等により、燃焼室の炉温を高温に保ち廃棄物を燃焼し尽くす。	○
	7 燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。	○
	8 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね200℃以下に冷却する。	○
	9 集じん器に流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定・記録する。	○
	10 排ガス処理設備・冷却設備にたい積したばいじんを除去する。	○
	11 排ガス中のCO濃度が100ppm以下になるように焼却する。	○
	12 排ガス中のCO濃度を連続的に測定・記録する。	○
	13 排ガス中のダイオキシン類濃度が一定の濃度以下となるように焼却する。(※3)	
	14 排ガス中のダイオキシン類濃度を1年に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度を6月に1回以上測定・記録する。	○
	15 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにする。	○
	16 排ガスを水洗浄又は冷却する場合、飛散・流出しないようすること。	○
	17 ばいじんと焼却灰を分離して排出し、貯留すること。	○
	18 火災防止に必要な措置を講ずるとともに、消化設備を備える。	○

(注) 適用欄の「×」は、「既設の施設」については適用されないことを意味します。

※1 ガス化燃焼方式及び処理能力が2t/h未満の焼却施設が除かれます。

※2 木炭等に利用される焼却灰については適用除外です。

※3 排ガス中のダイオキシン類濃度基準は次のとおりです。

新設の施設

燃焼室の処理能力	基 準
4t/h以上	0.1ng/m ³
2~4t/h	1 ng/m ³
2t/h未満	5 ng/m ³

既存の施設

燃焼室の処理能力	基 準
4t/h以上	1 ng/m ³
2~4t/h	5 ng/m ³
2t/h未満	10ng/m ³

一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部改正について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

ほう素、ふっ素並びに硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目について、平成11年2月に水質汚濁に係る環境基準が設定されるとともに、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の3項目について、平成13年7月に水質汚濁防止法に基づく特定施設に係る排水基準が設定されたところです。

このような状況を踏まえ、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令（昭和52年総理府・厚生省令第1号。以下「基準省令」という。）に規定する一般廃棄物最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「令」という。）第5条第2項に規定する一般廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）及び管理型最終処分場（令第7条第14号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場をいう。以下同じ。）の放流水に係る排水基準が改正され、平成14年4月1日から施行されました。

以下に、その概要を紹介します。

（注）・文面中、

「法」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」

「施行規則」は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」

「改正省令」は、今回公布された「一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令の一部を改正する省令（平成14年環境省令第7号）」

を意味します。

改正の内容

（1）排水基準項目の追加等

一般廃棄物最終処分場及び管理型最終処分場に係る放流水の排水基準について、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の3項目を追加すること。

また、これに伴い、ふっ素含有量の項目を削除すること。

（2）暫定的な排水基準

現時点では、改正後の排水基準を直ちに達成させることが技術的に困難な水準にあることに鑑み、経過措置として暫定的な排水基準を設置し、改正省令の施行の日（平成14年4月1日）から3年間適用すること。

（3）既存一般廃棄物最終処分場についての経過措置

① 改正省令施行の際現に法第8条第1項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る一般廃棄物最終処分場及び法第9条の3第1項の

規定による届出をしている市町村の当該届出に係る一般廃棄物最終処分場（以下「既存一般廃棄物最終処分場」という。）については、平成14年9月30日までの間、従前の排水基準を適用すること。

- ② 既存一般廃棄物最終処分場の廃止の技術上の基準（改正省令による改正後の基準省令（以下「新令」という。）別表第1ほう素及びその化合物の項並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物の項に係るものに限る。）のうち、新令第1条第3項第6号（保有水等の水質の2年以上の水質検査結果の排水基準等への適合）については次のとおりとすること。

ア) 平成14年10月1日から平成15年3月31日までの間

保有水等の浸出が公共の水域及び地下水に及ぼす影響の有無を判断することができる2回以上の水質検査結果が排水基準等に適合していると認められることとする。

イ) 平成15年4月1日から同年9月30日までの間

6月以上にわたり行われた水質検査結果が排水基準等に適合していると認められることとすること。

ウ) 平成15年10月1日から平成16年3月31日までの間

1年以上にわたり行われた水質検査結果が排水基準等に適合していると認められることとすること。

エ) 平成16年4月1日から同年9月30日までの間

1年6月以上にわたり行われた水質検査結果が排水基準等に適合していると認められることとすること。

- ③ 平成14年9月30日までの間に行われた既存一般廃棄物最終処分場の廃止に係る水質検査の結果のうち、ふっ素含有量に係るものについては、新令第1条第3項第6号の規定に基づき行われた水質検査結果のふっ素及びその化合物に係るものとみなすことであること。

(4) 既存管理型最終処分場についての経過措置

改正省令施行の際現に法第15条第1項の許可を受けている者又は許可を申請している者の当該許可又は当該申請に係る管理型最終処分場（「既存管理型最終処分場」という。）についての経過措置は、前記(3)の既存一般廃棄物最終処分場と同様とすること。

(5) その他留意事項

一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画（以下「維持管理計画」という。）の記載事項である放流水の水質の測定項目を増やす場合にあっては、施行規則第3条第2項第1号及び第11条第3項第1号に規定する数値の変更に該当することになるが、当該変更によって周辺地域の生活環境に対する影響が減ぜられることとなるものであるので、規則第5条の2及び12条の8で規定する変更の許可を要しない軽微な変更に該当することであること。

このことにより、今回追加された3項目について当該施設の維持管理計画に追加した場合には、法第9条第3項又は第15条の2の4第3項に基づく軽微な変更等の届出を行わなければならないこと。

H14.4.1 基準省令改正に伴う経過措置

(ほう素及びその化合物、ふつ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る基準について)

上段：適用される排水基準
中下段：廃止の技術上の基準に係る期間等

施行の日(H14.4.1)	暫定基準			恒久基準		
2年以上						
施行の日 ～H14.9.30	H14.10.1 ～H15.3.31	H15.4.1 ～H15.9.30	H15.10.1 ～H16.3.31	H16.4.1 ～H16.9.30	H16.10.1～ 施行の日から3年後	施行の日から3年後
適用無し						
既設						
既設						
(従前通り)	2回以上	6月以上	1年以上	1年6月以上	2年以上(※)	F
(施行の際)						B、N

★

※H14.9.30までの間に行われた「ふつ素含有量」に係る水質検査の結果は、「ふつ素及びその化合物」に係る水質検査の結果とみなす。

例：☆の時点で廃止

→Fについては、2年以上にわたり行われた測定結果(H14.9.30までの間に行われたふつ素含有量の結果を含む)が暫定基準に適合していること。

→B、Nについては、1年以上にわたり行われた測定結果が暫定基準に適合していること。

例：★の時点で廃止

→F、B、Nについて2年以上にわたり行われた測定結果(H14.9.30までの間に行われたふつ素含有量の結果を含む)が恒久基準に適合していること。

注) F: ふつ素及びその化合物
B: ほう素及びその化合物
N: アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の適用上の疑義について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

使用済パチンコ台に関する疑義について、京都府から照会があり、環境省が回答した事例がありましたので、お知らせします。

[事 案]

本府井手町内の民有地に、使用済パチンコ台（大部分は木枠が付けられたままのものである。以下「当該物」という。）約1,500台が搬入されていることを、昨年10月末に確認した。当該物の占有者Aに事実関係を聴取したところ、当該物は本府八幡市内の倉庫から、1台当たり100円で購入してきたもので、自己所有地に持ち込んできて、釘を抜き、手作業で分解して基盤やバネ等を取り出し、売却する予定であり、廃棄物ではないと認識していた旨の申し出がされた。

当該地は、平成9年8月までAが無許可で建設系産業廃棄物の埋立処分業を営んでいた（同年逮捕、刑が確定）場所であり、本府が平成12年5月に埋立られている燃え殻の撤去を命じる措置命令を発したところ、一部履行されたものの、完全履行されていないため引き続き撤去を求めているところである。この場所に使用済パチンコ台が搬入されたことから、当該物の搬出を指導し、一部（約300台）は搬出された。

また、八幡市内の倉庫について現地調査を行ったところ、敷地内には数千台の使用済みと思われるパチンコ台が、主として屋内に（一部は屋外にシート掛けされて）置かれていたが、門が閉鎖された状態であり、倉庫業者は既に倒産していた。

なお、Aは、京都府知事から廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条第1項及び第4項の規定による産業廃棄物収集運搬業及び産業廃棄物処分業の許可是有していない。（なお、過去には産業廃棄物収集運搬業の許可を有していたことがある。）

Aに対しては、燃え殻に係る措置命令の履行を求めているところではあるが、府は、今後、廃パチンコ台（産業廃棄物）の不法投棄（法第16条違反）として、刑事訴訟法に基づき告発することとしている。

[質 問]

問1) 廃棄物に該当するか否かは、その物の性状、排出の状況、通常の取引形態、取引価値の有無及び占有者の意思等を総合的に勘案して判断すべきものとされているところ、当該物は、下記事項に照らし判断する限り、全体として法第2条第4項に規定する産業廃棄物に該当すると解してよいか。

- ・当該物の性状

当該物は、大部分木枠の取り付けられたままの状態で、パチンコホールから排出された状態と変わりないが、土の上に置かれ、ビニールシートを掛けただけの状態で整然と

行政ニュース

置かれていた。現状は、一部のビニールシートは取り去られ、半数以上の当該物の液晶部分が外されており、煩雑に置かれている。

- 排出の状況

八幡市内の倉庫業者1社で置かれていた数千台のうちの約1,500台が搬入された。

- 通常の取引形態

使用済パチンコ台の発生量は年間約300万台と推定されており、そのうちの約1割は中古機として再使用されているが、それ以外はほとんどが廃棄処分されている。排出元はパチンコホール、メーカーや下取りした商社と様々であるが、大半が環境大臣の広域再生利用指定制度（法施行規則策9条第3号、第10条の3第3号）の指定を受けて、産業廃棄物として収集、運搬、再生利用がされているほか、産業廃棄物処理業者による処分もされている。

なお、昨年11月、栃木県鹿沼市等に野積みされていた廃パチンコ台については、製造関連団体の費用負担により処理されているとの報道がされており、その記事によれば、約17万台に約1億円の費用を要するようであることから、1台当たり数百円の処理費用の試算となる。

・また、通常パチンコホールが使用済パチンコ台を廃台として処分する場合は、1台1,046円で処理委託されている。（関西では、関西遊技業商業協同組合に委託）

- 取引についてのAの説明

当事者の真意及び実際の取引状況については不明ながら、Aは1台当たり100円で購入し、運搬費用はAが負担していると説明している。

- 倉庫業者の意思

倒産しており、当時の関係者の所在が掴めないことから、不明である。

- Aの意思及び府の判断

Aは、1台当たり100円で購入してきたもので、手作業で分解した後売却する予定であり、廃棄物ではないと認識していたと説明するも、当該物を大量に集積し、これを放置しているものであり、社会通念上合理的に認定し得る占有者の意思は、廃棄物を占有していると考えられる。

- その他

当該物は、構成素材から判断すると、木枠部分（事業系一般廃棄物）があるものの、総体として廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くずの3種類の産業廃棄物に該当する。

問2) 当該物が産業廃棄物である場合、Aの計画によれば、当該物を分解し一部有用物を抜き取ることを目的として一時的に置く行為であったとしても、当該地の過去の状況、4ヶ月以上も置かれていた期間、搬出の実績（一時的に一部を搬出したもののその後搬出していない。）状況から判断する限り、産業廃棄物をみだりに捨てたものと解してよいか。

[環境省回答]

問1、問2について、貴見のとおり解して差し支えない。

古畳を原料とした飼料化、堆肥化等について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

今般、農林水産省が古畳を原料とした飼料を分析したところ、BHC及びディルドリンが「飼料の有害物質の指導基準」を超えて検出されたことが判明し、同省より別添1のとおり公表されました。

この調査結果を踏まえ、同省から別添2のとおり、古畳を原料とする藁を家畜用の飼料、堆肥又は敷草に用いる場合の取扱いについて通知が出されましたので、お知らせします。

(別添1)

プレスリリース

平成14年4月10日

生産局畜産部飼料課

生産局生産資材課

古畳の藁を原料とした飼料からのBHC、ディルドリンの検出について

今般、独立行政法人肥飼料検査所が、古畳の藁を原料とする飼料の分析を行ったところ、BHC及びディルドリンが検出された旨の報告がありました。これに伴い、当面の対応として、下記の対策を講じることとしたのでお知らせします。

記

- 1 古畠由來の堆肥原料、敷草及び飼料用藁の製造業者に対して、肥飼料検査所が立入検査を行い、BHC等に汚染されている場合は、当面の間、汚染された藁等の製造中止・回収等を指導する。
- 2 農家に対してBHC等に汚染された古畠の藁を家畜用の飼料、堆肥及び敷草に用いないよう指導する。

(別添2)

14生畜第185号

平成14年4月10日

(各都道府県) 知事 殿

農林水産省生産局長

古畠を原料とした飼料、堆肥又は敷草の利用について

今般、独立行政法人肥飼料検査所が、古畠を原料とする飼料の分析を行ったところ、BHC及びディルドリンが「飼料の有害物質の指導基準」(昭和63年10月14日付け畜産局長通知63畜B第2050号。以下「指導基準」という。)を超えて検出された旨報告があったところです。これに伴い、下記の対策を講じることとしたので、対応方よろしくお願いします。

また、その周知徹底状況について、別記様式により、平成14年5月10日までに農林水産省生産局長あて御報告頂きますようお願いします。

記

1. 農家に対して、古畠を原料とする藁を家畜用の飼料、堆肥又は敷草に用いないよう指導すること。
ただし、当該藁が指導基準を満たすことが確認されている場合は、飼料として用いることができる。
また、BHC、DDT、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、クロルデン及びヘプタクロルが検出されないことが確認されている場合は、堆肥又は敷草として用いることができる。
2. 古畠を原料とする藁を飼料、堆肥又は敷草として利用していた農家及び堆肥の生産業者を調査し、
使用していた場合は、入手先(製造・販売業者、商品名)、使用農家の氏名及び住所を衛生部局及び
農林水産省生産局畜産部飼料課に連絡すること。

産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可申請に係る添付資料について

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課

産業廃棄物処理業及び特別管理廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可にあたって、事業を的確かつ継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断するため、下記の資料を添付願うこととしましたので、御承知おき下さい。

記

1 資料の添付が必要な場合

(1) 営業実績が3年以上ある場合で次のいずれかに該当する場合

- ・自己資本比率（「資本合計」÷「負債及び資本合計」×100）が30%未満である。（直前3年間の税引前当期利益の平均値及び直前の税引前当期利益が共にプラスである場合を除く。）
- ・債務超過である。

(2) 営業実績が3年に満たない場合

(3) 上記(1)又は(2)に該当しないが、赤字が大きい等の事情を勘案する必要がある場合

2 資料の内容

- ・中小企業診断士の経営診断書
- ・金融機関が発行した残高証明書
- ・金融機関が発行した返済予定表
- ・今後5年間の利益計画書

岐阜県健康福祉環境部環境保全課

■「21世紀の水環境づくり国際会議」の報告

平成14年2月2～3日に、アメリカ合衆国、中華人民共和国、オランダ王国、ネパール王国、ペルー共和国及び国内からの講師を招き、水環境づくり実践のための実務者会議を開催しました。（4つの分科会、20の企業展示も併せて実施）

北海道から沖縄まで、全国各地から4,000名という大変たくさんの方のご参加をいただきました。

貴協会におかれましてもご協力いただきありがとうございました。

大変貴重なご講演をいただきましたので、県のホームページに講演内容を掲載しました。

詳しくは、こちらをご覧下さい。

<http://www.pref.gifu.jp/s11142/kokusaikaigi/index.html>

美しく豊かな水環境づくりの実践のためにご活用下さい。

■ダイオキシン類自主検査結果の実施・報告

ダイオキシン類の特定施設設置者は、ダイオキシン類の自主検査を実施し、報告してください。

ダイオキシン類対策特別措置法第28条1、2項に基づき大気基準適用施設、水質基準適用事業場の設置者は、毎年1回以上排出ガス、排出水を、また、廃棄物焼却炉である特定施設設置者は、ばいじん及び焼却灰その他の燃えがらのダイオキシン類を測定し、同法同条3項により知事に報告することとなっております。

自主検査を実施していない方は、ダイオキシン類の検査を実施し、所管する県地域振興局または事務所の環境課に報告してください。

また、廃棄物を焼却する場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定める基準に適合させて実施する必要があります。

■化学物質排出把握管理促進法に基づくP R T R制度の届出がスタートしました！

P R T R (Pollutant Release and Transfer Register)とは、事業者が対象化学物質の環境への排出量及び移動量を自ら把握し、届け出、国や県が集計し、公表する制度です。「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（いわゆる化学物質排出把握管理促進法）に基づき、届出対象事業者は、所管する県地域振興局または事務所の環境課へ届け出をしてください。

●届出期間

4月1日～6月30日（平成14年度は7月1日まで可）

詳しい内容については、こちらまで。

<http://www.pref.gifu.jp/s11142/seikatu/prtrhome/framepage2.htm>

園芸用使用済プラスチックの適正処理について

岐阜県農林水産局園芸特産振興室

トマト、ホウレンソウ等の施設園芸を中心として園芸用プラスチック資材の利用が必要不可欠となっており、本県における園芸用使用済プラスチック排出量は年間1,400～1,500tにのぼっている。

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正等により、園芸用使用済プラスチックの適正処理についても排出業者である農業者自らの責任が明確にされている。

岐阜県では平成9年度に岐阜県園芸用使用済プラスチック適正処理基本方針を策定し、その方針に従い、岐阜県農業用使用済プラスチック適正処理推進協議会を中心に排出量の抑制、適正な回収と処理の普及推進に取り組んでいる。

1 農業生産におけるプラスチックの利用の現状

プラスチックフィルムを使用する被覆栽培は、作期の前進、增收等、収量・作柄の安定、品質の向上等の効果が極めて大きく、農業者の規模拡大、経営安定の手段として広く普及している。

現在、プラスチックハウスや雨よけハウスなどの施設面積は1,039haであり、トンネルやマルチを含めると、その面積はおよそ2,500haにおよぶ。

○フィルム等使用状況

(単位: ha)

	平成3年	平成5年	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年
プラスチックハウス	420	411	409	443	412	436
雨よけハウス	475	534	540	583	594	603
小計	895	975	949	1,026	1,006	1,039
トンネル	916	624	590	627	594	514
マルチ	853	897	810	875	897	849
べたがけ	—	260	261	256	148	104
ガラス温室	33	36	38	43	51	54
合計	2,697	2,792	2,648	2,827	2,696	2,560

(出典: 園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況・園芸用使用済プラスチック等処理実態調査)

2 園芸用使用済プラスチックの排出の現状

本県の園芸用使用済プラスチック排出量は平成13年実績で1,423tであり、うち塩化ビニルは全体の約52%を占めている。

○園芸用使用済プラスチック排出状況

(単位:トン)

	平成3年	平成5年	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年
全 体	1,464	1,638	1,267	1,304	1,497	1,423
塩化ビニル	1,091	1,144	787	922	946	735
ポリエチレン	303	424	448	358	477	628
その他フィルム	23	25	12	4	22	43
その他プラスチックフィルム	47	45	20	20	52	17

(出典:園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況・園芸用使用済プラスチック等処理実態調査)

3 園芸用使用済プラスチックの処理の現状

園芸用使用済プラスチックの処理の実態は、埋立や焼却等の最終処分が約6割を占めているものの、近年、再生処理が増えてきている。

○園芸用使用済みプラスチック処理状況

(単位:トン)

	平成3年	平成5年	平成7年	平成9年	平成11年	平成13年
全 体	1,464	1,638	1,267	1,304	1,497	1,423
再 生 处 理	—	96	138	104	238	574
埋 立 处 理	101	95	217	246	655	508
焼 却 处 理	851	920	589	563	308	313
そ の 他	503	527	323	391	296	28

(出典:園芸用ガラス室・ハウス等の設置状況・園芸用使用済プラスチック等処理実態調査)

4 適正処理推進の基本的な考え方

- (1) 園芸用使用済みプラスチックの排出量を抑制するため、長期展張性フィルムや生分解性マルチの利用技術の確立を進めると共に、その普及を進める。
- (2) 園芸用使用済プラスチックの処理方法には、再生処理、焼却処理、埋立処分があるが、資源の循環、有効利用の観点から、再生処理を基本として進める。
- (3) 農業者個々の園芸用使用済プラスチックの排出量は少なく、農業者個々の適正処理には限界があるため、行政機関及び農業団体が一体となって、回収の仕組みづくり等積極的に支援する。
- (4) 園芸用使用済プラスチックの適正処理については、何れの処理方法を取る場合にも経費を要するが、効率的な回収・処理システムを構築することにより、農業者の回収、処理に要する負担の低減に取り組む。

5 推進体制

園芸用使用済プラスチックの適正処理を推進するため、県段階及び地域段階に適正処理推進

協議会を設立し適正処理推進計画の樹立、関係者への啓発、周知徹底、組織的な適正処理等の推進指導を行う。

県協議会

- ・適正処理推進計画の策定
- ・地域協議会、農協等関係機関への支援や助言
- ・啓発活動
- ・産業廃棄物処理業者との連絡調整
- ・園芸用プラスチック使用量、園芸用使用済プラスチック排出量の把握等

地域協議会

- ・地域処理計画の樹立及び適正処理の実施
- ・集積場所等の設置
- ・農業者に対する啓発
- ・隣接地域協議会との連携
- ・産業廃棄物処理業者との連絡調整
- ・園芸用プラスチック使用量、園芸用使用済プラスチック排出量の把握等

連携

6 適正処理の現状と課題

(1) 費用負担

園芸用使用済プラスチックの処理にかかる費用は、岐阜県平均では、再生処理35円／kg、焼却処理で30円／kg、埋立処分で15円／kgとなり、生産者の負担となっている。

(2) 労務負担

現在は、農協や市町村等からなる地域協議会が主体となり、各地区年1回から数回の園芸用使用済プラスチックの回収作業が行われているが、回収作業にかかる労務が大きな負担となっている。そのため、回収作業の効率化、低コスト化も適正処理推進の課題の一つとなっている。

(3) 排出抑制

園芸用使用済プラスチックの排出を抑制するため、生分解性マルチや長期展張性フィルムの普及を進めているものの、これらの資材には、作業性やコスト等課題が多く、本格的な普及に至っていない。これらの課題を解決すると共に、資材の特性に合わせた作業体系の確立も求められている。

(4) 再生処理の推進

本県では平成13年度で約40%の園芸用使用済プラスチックが再生処理されているが、資源の循環の観点から、より一層の再生処理への移行が必要である。

7 支援施策

・農業用使用済プラスチック等適正処理推進事業

地域協議会や、農業協同組合が園芸用使用済プラスチック等の適正な回収及び処理体制を確立するために行う協議会の開催、処理システムや排出量を削減するための技術実証等に対して支援を行う。

廃棄物焼却炉の使用について

岐阜市環境部環境管理課

平素は、本市の環境保全・廃棄物処理行政にご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、廃棄物焼却炉の使用に当たっては、「ダイオキシン類対策特別措置法」及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、排出規制や施設設備基準などが定められています。

これらの規制基準が、平成14年12月1日から一層強化されることになりましたので、現在廃棄物焼却炉を使用又は設置されている方に対し、下記の点にご留意いただくなめお知らせします。

1 ダイオキシン類対策特別措置法について

(1) 廃棄物焼却炉使用又は設置の届出義務

廃棄物焼却炉の中の火床面積が 0.5m^2 以上（2基以上設置の場合は合計で 0.5m^2 以上）又は焼却能力が 50kg/h 以上ある場合は、特定施設に指定されており、届出が義務づけられています。

貴事業所においても廃棄物焼却炉を設置されている場合は、一度ご確認いただき、特定施設に該当していれば、届出書を提出してください。

(2) 特定施設に係る排出基準

焼却炉から発生する排出ガス、燃え殻（灰）及びばいじんには、それぞれ次の表1及び表2のとおり基準が定められています。

これらについて毎年1回以上ダイオキシン類濃度を測定し、市長への報告が義務づけられています。

表1 排出ガス基準

（単位：ng-TEQ/Nm³）

特定施設の種類	新設施設の 排出基準	既設施設の排出基準	
		H13.1.15 ～14.11.30	H14.12.1 ～
廃棄物焼却炉	4 t/h 以上	0.1	1
火床面積 0.5m^2 以上	2 t/h ~ 4 t/h	1	5
又は	200kg/h ~ 2 t/h	5	10
焼却能力 50kg/h 以上	200kg/h 未満	5	80
			10

表2 廃棄物焼却炉から排出されるばいじん及び燃え殻中の濃度基準

ばいじん、焼却灰その他の燃え殻の含有量基準 3 ng-TEQ/g
(既設については平成14年12月1日から適用)

2 廃棄物の処理及び清掃に関する法律について

現在、廃棄物の焼却は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同法施行令及び施行規則に基づき、(1)構造基準の①に適合した焼却設備で、(2)環境大臣が定める焼却の方法によって処理する場合を除いて廃棄物の野外焼却は禁止されています。(一部除外規定があります。)

なお、平成14年12月1日から構造基準が、(1)構造基準の②のように改正され、規模及び使用頻度を問わず、すべて焼却炉に適用されます。

従って、現在使用中の焼却炉は、これに適合するよう改造しなければ平成14年12月1日から使用できなくなります。

(1) 構造基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の7）

①平成14年11月30日までの基準

- ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなくごみを焼却できるものであること
- イ 焚却に必要な量の空気の通風が行われるものであること

②平成14年12月1日からの基準

- ア 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することがなく、燃焼ガスの温度が800℃以上の状態で、定量ずつ廃棄物を焼却できるもの
- イ 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるもの
- ウ 外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるもの
- エ 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること
- オ 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること

(2) 環境大臣が定める焼却の方法（平成9年12月1日から適用）

- ア 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように燃焼すること
- イ 煙突の先端以外から火炎又は「日本工業規格D8004」に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること
- ウ 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること

※（「日本工業規格D8004」は省略）

春の定期人事異動

岐阜県健康福祉環境部環境政策課長に片桐幸三氏、廃棄物対策課長に松村昌明氏が着任。

岐阜市環境部長に久保田弘氏、環境管理課長に片桐 猛氏が着任。

財地球環境村ぎふ理事長に福山益生氏が着任されました。



就任ごあいさつ

**岐阜県健康福祉環境部環境政策課長
片桐 幸三**

本年4月の人事異動により、岐阜県健康福祉環境部環境政策課長を拝命しましたので、本紙面をお借りしまして、一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の会員の皆様方には、日頃より、県行政、とりわけ環境行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、心より厚く御礼申し上げます。

さて、私たちは、かつてない繁栄と豊かさと引き替えに、私たちの生存基盤である地球環境に大きな負荷を与え、その結果、環境の悪化という事態を招いております。

この問題を解決していくためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄という仕組みを根底から改め、環境に配慮した、持続可能な社会に変えていく必要があります。

このため、県では、昨年5月、今までの環境基本計画を根底から見直し、全国で初めて、協働一県民・事業者・行政が一体となって環境保全を進めるーを全ての施策の前提とし、「共存」「循環」「地球環境の保全」を加えた四つの基本目標を定めた、新たな環境基本計画を公表しました。

このうち、「循環」では、環境への負荷を

少なくし、循環を基調とする社会の実現を目指し、日本一の水環境づくり、環境汚染化学物質5対策、リサイクル工房の設置、廃棄物リサイクル認定製品の利用拡大、不適正処理対策などに取り組んでおります。

特に、JR岐阜駅アクティブG・TAKUMI工房内に、7月6日(土)にオープンする「リサイクル工房」は、リサイクル製品等の県民へのPR、そして、体験の場づくり、さらには、事業者自らが行う認定製品のPR場づくりと、リサイクルセンターとしての機能をも発揮させながら、活動していくこととしております。

一方、岐阜県では、他県に先駆け、先進的な取組である「岐阜モデル」に取り組んでおりますが、環境の分野においても、大気環境木の植栽推進(全国初、平成7年度~)、廃棄物リサイクル製品認定制度(全国初、平成9年度~)、E工場(環境配慮事業所)登録制度(全国初、平成12年度~)など、数多くの事例に取り組んでおります。

本年度につきましても、「日本一の環境先進県」を目指して、各種施策を進めて参りますので、一層のご支援・ご協力を賜りますよ

うお願い申し上げます。

終わりに、社団法人岐阜県産業環境保全協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝を祈

念いたしまして、就任の挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長

松村 昌明

本年4月の異動で、岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課長を拝命いたしました松村でございます。一言ご挨拶申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、産業廃棄物の適正処理につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

また、貴協会におかれましては、産業廃棄物の適正処理、積極的な再生利用等の推進により、生活環境の保全、産業の健全な発展及び資源の効率的活用を図り、県民の福祉の向上に寄与することを目的に、平成元年に設立されて以来、本県の産業廃棄物の適正処理の推進はもとより広く生活環境の保全、産業の健全な発展に大きく寄与され、廃棄物行政に多大なるお力添えをいただいていることに心から感謝と敬意を表します。

さて、21世紀は「環境の世紀」と言われ、大量生産・大量消費・大量廃棄を繰り返した「経済優先の20世紀」から、環境にやさしい「循環型社会」の形成に向け、県民の皆様や事業者の皆様と行政が互いに手を取り合い「協働」して取り組んでいくことが急務となっています。

このようなことから、県では、昨年5月に「協働」して環境保全に取り組むことを基本方針として、岐阜県独自の視点により定めた

「岐阜県環境基本計画」を公表し、8月には、県民、事業者、行政のそれぞれの役割分担と責任を明確にしながら、協働して循環型社会の実現を目指すために、県民総ぐるみによる「岐阜県循環型社会形成推進協議会」を設置したところでございます。

また、県の今年度予算につきましては、大変厳しい財政状況の中、他部局所管の予算については大幅減額となっておりますが、環境局予算は前倒し分も含め事業費ベースで対前年度比4.2%の増額となっております。組織体制につきましても、4月1日からは廃棄物対策として、新たに県警察本部の警視を室長とする不適正処理対策室を設置し、日本一の不適正処理対策を講ずることを目標とともに、循環型社会の推進事務局として、リサイクル推進室を循環社会推進室に改めたところでございます。

今後も引き続き、廃棄物対策五原則（安全第一、公共関与、リサイクルの徹底、複合行政、自己完結）を基本に据え、廃棄物行政を強力に展開して、「日本一住み良いふるさと岐阜県」づくりに邁進してまいりたいと考えております。

貴協会におかれましては、旧来にも増して、その役割、責任の重みを十分に認識いただき、深いご理解と積極的なご協力をお願いいたします。

ます。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝、ご活躍を祈念いた

しまして就任のご挨拶とさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜市環境部長

久保田 弘

本年4月の人事異動により、岐阜市環境部長を拝命いたしました久保田でございます。本紙面をお借りして一言ごあいさつを申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、平素より本市の環境保全の推進とりわけ産業廃棄物の適正処理に関し、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

「21世紀は環境の世紀」と言われ今日の地球環境問題としましては、地球の温暖化やオゾン層の破壊、酸性雨など地球規模での環境破壊が進行しています。一方、身近な郷土の自然環境の保全・保護はもちろんのこと、ダイオキシン類をはじめとする環境ホルモンの削減など対処しなければならない課題が数多くあります。今日までの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済は数多くの環境問題を引き起こし転換期に来ており、このまま推移すれば環境破壊が益々加速されることとは明らかであります。

これら環境問題解決のためには、私たち一人ひとりがライフスタイルを見直すなどによって、環境への負荷が低減される資源循環型社会を構築し、恵み豊かな環境を子供達へと引き継いで行くためには、経済社会そのものの持続可能な循環型社会へと転換させていくことが必要となってきます。

このような状況の中で、循環型社会形成推進基本法をはじめ各種のリサイクル関連法が次々と制定され、廃棄物を取り巻く環境は非常に厳しいものがあり、廃棄物処理に関する社会的責任が一層重要性を増してきました。本市におきましても、昨年の「家電リサイクル法」全面施行に関わる不法投棄の増大に対処するための監視モニター増員、また本年5月30日から施行されました「建設リサイクル法」に伴う関係各部局の協力体制の拡充など具体的な取り組みを実施しております。

さらに、産業廃棄物処理施設の不足問題、産業廃棄物処分場のひっ迫状態を解決することが当面の緊急課題であることを認識し、産業廃棄物を安全で適正に処理することができるような施設づくりや資源化を、業界と一体となって積極的に推進しなければならないと考えております。

こうした中で、産業廃棄物排出事業者、産業廃棄物処理業者の皆様により構成されます貴協会には、行政とのパイプ役として、また住民に対する直接の情報提供者としての期待が益々高まっております。今後とも、格別のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご活躍を祈念いたしまして、就任のごあいさつとさせていただきます。



就任ごあいさつ

岐阜市環境部環境管理課長

片桐 猛

本年4月の人事異動により、岐阜市環境部環境管理課長を拝命いたしました片桐でございます。本紙面をお借りして一言ご挨拶を申し上げます。

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より本市の産業廃棄物の適正処理におきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

今世紀の環境問題には「資源の枯渇」から「生態系の悪化、生物多様性の崩壊」あるいは「廃棄物の累積」など、その分野や問題の規模は実に多種多様といえます。環境管理課としましては産業廃棄物、自然環境保全、水質汚濁・大気汚染等の典型7公害、化学物質及び浄化槽に関する対策に対応できるよう体制の整備に努めています。昨年からの地下水汚染対策につきましては、汚染地区の再調査及び汚染源確定調査を行い、土壤浄化対策とテトラクロロエチレン等使用事業場の再調査を実施しているところです。これらの経緯については、地元や関係機関、報道関係への迅速な情報提供を行っていくとともに、地下水汚染対策本部を設置し対策の継続性と統一性を図っております。さらに、市民生活や事業活動あるいは農業等に密着した地下水等を保全するため、条例による新たなルールづくりにも着手しています。これにより、地下水の涵養により水循環を確保し、地下水の適正利用に努めるとともに、汚染防止対策を推進してまいりたいと考えております。

また、多種多様な環境問題で最も重要な「廃

棄物の累積」については、二酸化炭素の排出による地球温暖化や、化学物質による汚染が最大の問題と思われます。これらは平均気温の上昇や急激な気象変動、及び環境ホルモン作用等により「生態系の悪化」や「生物多様性の崩壊」をもたらすなど、人々の風俗・習慣、文化までも含めた環境を、直接的又は間接的に悪化させようとしています。

近年、世界中の科学者、経済学者、財界人達は、21世紀の中頃に世界の総人口がピークを迎える、それに伴い食糧と水の不足、廃棄物等による環境汚染、地球温暖化による様々な影響が発生すると予測しています。したがいまして、これらの社会を乗り切るためには、「循環型社会」の構築以外に方法はないと考えられています。しかし、現在の循環型社会の考え方とは、廃棄物となる時点以降からの体系となっておりますが、近い将来には生産と廃棄を同じサイクルの中で考える完全型循環社会を目指すものと思われます。

本年5月30日には「建設リサイクル法」が施行され、その後も他のリサイクル法が順次制定される予定であり、産業廃棄物の排出者及び処理業者の皆様にとりましては、非常に厳しい状況が予想されるところです。そのような状況の中、貴協会におかれましては、各種講習会や研修会の開催、法令集や会報等による情報の提供や交換などを実施され、来る循環型社会に向け積極的に行動されておられます。このことに対しまして、深く感謝申し上げます。

本市の豊かで恵まれた自然を守り育てていくためには、皆様方のご理解とご協力が不可欠と考えておりますので、今後ともよろしくお願ひいたします。



このたび財団法人地球環境村ぎふ理事長に就任いたしました福山でございます。前任者同様、よろしくご指導下さるようお願いします。

また、社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様方には、日頃から当財団の事業についてご理解・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、「循環型社会形成推進基本法」をはじめとして、個別のリサイクル法が次々と施行され、循環型社会への転換に向けて動き出しているところです。限りある天然資源の消費を抑え、環境への負荷を少なくするために、まずは出来る限り廃棄物の排出を抑え、廃棄物となったものについては循環利用をしていくことが必要です。しかし、これらの取り組みをしても、なお発生してしまう廃棄物を安全かつ適正に処理することが出来る施設は循環型社会の根幹を支えるものであり、どうしても必要あります。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝、ご活躍を祈念いたしまして挨拶とさせていただきます。

就任ごあいさつ

財団法人地球環境村ぎふ

理事長 福山 益生

当財団においては、公共が関与した安全で安心な産業廃棄物処理施設「地球環境村」の建設を目指して努力しているところですが、社会的な環境はことのほか厳しいものがあり、未だ施設の建設には至っておりません。

こういったなかで、岐阜県圏域を対象にした「地球環境村」とはどういった施設であるかを具体的にお示しするための「岐阜圏域における地球環境村基本的施設整備構想」や、「岐阜圏域における地球環境村基本構想」を策定するとともに、関係する方々のご理解をいただく努力をしているところです

私どもとしましては、「地球環境村」の一刻も早い建設に向けて、さらなる努力をしていく所存でありますので、皆様方の一層のご支援をお願いします。

最後になりましたが、貴協会の益々のご発展と会員皆様方のご健勝、ご活躍を祈念しまして挨拶とさせていただきます。

わがまちの産業廃棄物問題と対策

わがまちのごみ減量化対策



武儀町長 熊澤昌之

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より生活環境の保全と産業廃棄物の適正処理に格別のご支援ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

本町は、岐阜県美濃地方のほぼ中央に位置し、近接市街地へは自動車で30分程度と山村性が高い割には恵まれた立地条件にあります。面積は65.27km²で森林が町面積の約90%を占め、人口4,363人の町で、平成13年10月の国勢調査では、人口重心地が当町に移動したことにより「人口重心の町」となっています。町の産業は、県下第一の生産量を誇る椎茸の栽培です。

さて本町のごみ減量化対策として、電気式生ごみ処理機、コンポスト容器の購入費助成を行っています。助成開始から平成13年度末

までに、電気式生ごみ処理機92台、コンポスト容器309台の実績があがっています。

その他に、小中学校PTAによる新聞紙、雑誌、ダンボール等の資源回収にも4円/kgの奨励金を交付し、再資源化を図っています。

資源ゴミの分別収集では、7項目に分けて、月1回の収集を行っていますが、住民のごみの減量、リサイクル意識の向上による排出量の増加等により、平成13年8月から毎月第1日曜日を・資源ゴミの拠点回収日として、通常の分別収集の7項目に、ダンボール、ボール紙を加えて収集しております。なお、拠点回収には、町婦人会との共催で行っている事業で、ダンボールの処分に困っている家庭の利用が特に目立っています。

現在、町のごみ収集は直営で行っていますが、1日で町内全域を収集することが限界に近づきつつあります。そこで、今以上に分別収集の強化をすることと、その他プラスチックの収集をするなどと、方法はいくつかあります。また、町民にごみを作らないように指導していくことがごみ減量化対策として取り組んでいくことではないかと思います。

終わりになりましたが、本町における廃棄物処理をより円滑に行うためにも引き続き貴協会のご指導をお願い申し上げるとともに、貴協会のますますのご発展と会員の皆様方のご活躍を祈念申し上げます。

廃棄物処理に対する 町の取り組み



福岡町長 吉村 卓己

社団法人岐阜県産業環境保全協会の皆様には、日頃より生活環境の保全と産業廃棄物の適正な処理につきまして、格別のご支援ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

本町は、岐阜県の東南端恵那郡の北部に位置し、長野県の県境に近く、飛騨山脈高地地帯の南端と美濃三河高原地帯の北端が接する、渓谷地帯に位置しています。

町の人口は約7,400人、面積は84.29km²、木曾川の支流、付知川を軸に南北に広がる地形で、自然環境に恵まれた風光明媚な町です。また、檜、杉といった森林資源が豊富にあり、特に東濃檜の産地として高い評価を受け、造林、伐採など良質材の生産に努力しています。

観光面では、福岡ローマン渓谷をはじめ、二つ森フォレストパーク、含有量日本一の湯の島ラジウム鉱泉など、自然を満喫できる観光場所が豊富にあります。

さて、現在本町において的一般廃棄物処理は可燃ゴミにつきましては、恵北6ヵ町村で構成されている「恵那郡北部衛生施設利用組合」の恵北清掃センターで処理し、不燃ゴミ・資源ゴミにつきましては、「中津川・恵北環境施設組合」において処理していますが、両施設とも老朽化及び埋立場所の切迫に伴い、16年度より、新たにダイオキシン対策を配慮

した流動式ガス化溶解炉によるゴミ焼却施設が稼動します。

当施設はハイテク技術の施設であり、その施設を運用していくに当たり、現在のゴミの分別方法を見直し、ゴミの減量化を推進していくことを目的とし、現在恵北6ヵ町村で話し合いを進めています。

施設を長期運用するためには、「分別の徹底」が最重要課題と思われます。それには町民により詳しく情報を提供し、分別の徹底する住民意識の高揚を図っていくことが行政の責務であります。

現在の本町ゴミの減量化対策としては、生ゴミ処理機の購入費用に対して1/2(20,000円限度)助成し、ゴミの減量化も図っています。また、家庭から出る生ゴミの減量化のみならず、14年度には大型の生ゴミ処理機を購入することで、各小中学校の昼食後の残飯を堆肥化し、ゴミの減量化及び小中学生にもゴミの減量化に关心を持ってもらうための普及活動としての位置付けと考えています。

その他に小学校PTA・保育園・子供会による、紙類、ビン類・缶類等の資源回収にも奨励金を交付し、再資源化も図っています。

容器包装リサイクル法に基づくごみ減量化対策としましては、マイバック運動の推進と啓蒙の意味で、昨年に町内の希望者に対して、レジ袋の代替としての布製袋・買い物かごの無料配布を行いました。

このように町民・行政が一体となり、廃棄物に対する意識高揚を図り、一人一人がそれぞれの責任で、環境への負荷を少しでも軽減する施策を推進していく必要があります。

終わりになりましたが、本町における廃棄物処理を円滑に行うためにも引き続き貴協会のご指導をお願い申し上げるとともに、貴協会の益々のご発展と会員様のご活躍を祈念申し上げます。

第26回通常総会を開催 平成13年度事業報告・収支決算承認

第26回通常総会が去る6月21日(金)岐阜市内「岐阜グランドホテル」に於いて多数のご来賓のご臨席をいただき盛大に開催されました。



第26回通常総会

総会では、中本理事長の挨拶に続き議事にはいる前に産業廃棄物関係業務功労により、当協会理事平成舗道有限会社会長鈴村兼利様、タカイ商事株式会社代表取締役社長高井信夫様が栄えある岐阜県知事表彰を受賞され、田代一弘岐阜県環境局長から伝達されました。

続いて岐阜県知事(田代一弘岐阜県環境局長代読)、岐阜県議会議長(藤墳守厚生環境委員長代読)、牛丸文夫岐阜県警察本部生活保安課長からお祝辞を頂きました。

議事は、株式会社粥川商店代表取締役粥川長司氏を議長に選出し、第1号議案平成13年度事業報告、第2号議案平成13年度収支決算について慎重に審議し、いずれも原案通り可決承認され、閉会しました。

閉会後、午後5時から、ロイヤルホールに

おいて懇親会を開催、中本理事長、岐阜県副知事奥村和彦様、岐阜県議会厚生環境委員長藤墳 守様のご挨拶につづき、ご来賓のご紹介を申し上げ、岐阜県廃棄物対策課長松村昌明様の乾杯のご発声により、なごやかに歓談がくりひろげられました。

知事表彰

平成14年度産業廃棄物関係業務功労者に対する知事表彰が第26回通常総会の席上でおこなわれました。

栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

- ・鈴村 兼利 加茂郡白川町
平成舗道有限会社会長
(当協会理事・総務委員会副委員長)
- ・高井 信夫 岐阜市
タカイ商事株式会社代表取締役社長
(当協会理事・総務委員)



知事表彰を受賞した2氏



鈴村 兼利氏



高井 信夫氏

第1回理事会開催

平成14年度第1回理事会が平成14年5月21日(火)午後1時30分から岐阜市内の「岐阜県県民ふれあい会館」において開催されました。この理事会に於いて次の議案が審議され、いずれの議案も全員一致で原案どおり可決されました。

- 第1号議案 平成13年度事業報告について
- 第2号議案 平成13年度収支決算について
- 第3号議案 第26回通常総会の開催について
- 第4号議案 新規加入会員の承認について

平成14年度第1回各委員会開催

◇研修指導委員会

(4月25日午前10時30分から)

議題

- 1. 組織強化・活性化事業
- 2. 教育研修事業
- 3. その他事業(ホームページの活用)

◇適正処理委員会

(4月25日午後1時30分から)

議題

- 1. 組織強化・活性化事業
- 2. マニフェストシステムの普及啓発事業
- 3. 研修会の開催・施設の視察
- 4. その他の事業

◇広報編集委員会

(4月26日午前10時から)

議題

- 1. 組織強化・活性化事業
- 2. 広報誌発行事業
 - 1) 「ぎふ保全協会報」の発行
 - 編集方針について
 - 第51号編集方針について
 - 2) 「協会要覧2002」の発行
- 3. 啓発普及事業
 - 保全協Newsの発行

4. その他の事業

◇総務委員会

(4月26日午後1時から)

- 1. 組織強化・活性化事業
- 2. 協力交流事業
- 3. マニフェスト頒布事業
- 4. 「地球環境村ぎふフェア」協賛事業

中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議開催

中部地域協議会主催で去る5月29日中部四県「産業廃棄物不法処理防止連絡協議会」合同会議が愛知県常滑市の常滑市中央公民館において開催されました。

当会議には、各県、各政令市廃棄物担当課、各県警察本部生活保安課等関係課及び中部地域協議会関係者41名が出席し、はじめに「中部国際空港の概要について」説明をされ、引き続き現場を見学した。その後、合同会議に移り、各県の産業廃棄物不法処理の現状と問題点について、情報交換が行われました。

当県からは、岐阜県健康福祉環境部廃棄物対策課堀上課長補佐、岐阜県警察本部生活保安課大坪課長補佐、太田係長、第四管区海上保安本部海上環境課藤田課長、山田専門官、当協会から田中理事兼適正処理委員長、同林専務理事、今木事務局長が出席しました。

(社)全国産業廃棄物連合会 第18回通常総会開催

平成14年6月20日(木)、(社)全国産業廃棄物連合会の第18回通常総会が、東宮御所に隣接する明治記念館で開催されました。

総会では下記の議案が審議され全会一致で承認可決されました。当協会から中本理事長が出席しました。

- 第1号議案 平成13年度事業報告承認の件
- 第2号議案 平成13年度収支決算報告承認の件

協会だより

件。平成13年度監査報告

第3号議案 平成14年度事業計画案承認の件

第4号議案 平成14年度収支予算案承認の件

第5号議案 任期満了に伴う役員改選の件

全産廃連会長表彰

総会終了後、産業廃棄物処理業務功労者に対する平成14年度全国産業廃棄物連合会会長表彰が行われました。本協会関係者からは、地方優良事業所1社、優良従事者2名が表彰の栄に浴されました。栄えある受賞者は次の方々です。(敬称略)

○地方優良事業所

三和建設株式会社

○優良従事者

タカイ商事(株) 専務取締役 高井 春見

日本環境(株) 部長

廣岡 進



高井 春見
(タカイ商事(株))



廣岡 進
(日本環境(株))

☆事務局だより

松永洋事務局長が3月11日をもって退職し、その後任に今木昭彦氏が就任しました。



今木 昭彦

「初めての仕事でありますが、少しでも皆様方のお役に立てればと思います。

ご指導ご鞭撻を宜しくお願い申し上げます。」

(社)岐阜県産業環境保全協会 ホームページ開設

URL <http://www.ccom.or.jp/gifu-hozan>

前号でお知らせしましたとおり、当協会はホームページを開設しました。どうぞご覧下さい。

今後充実したページになるよう、随時更新して行く予定です。

当協会ホームページコンテンツの「会員名簿」から、協会員皆様のホームページへアクセスできます。

新規加入会員の紹介

平成14年度第1回理事会を平成14年5月21日開催し次のとおり新規入会員が承認されました。

【正会員】

社名 住所	代表者名 電話番号	業の区分	備考
有限会社 ダイセン 〒509-5122 土岐市土岐津町土岐口1983	代表取締役 植村 加津代 ☎0572-55-7181	収集運搬業	
高島衛生工業有限公司 〒500-8266 岐阜市境川1-172	代表取締役 高島 正秀 ☎058-273-3900	収集運搬業	
有限会社 鷹盛 〒501-2105 山県郡高富町高富693-9	代表取締役 松井 盛行 ☎0581-22-5090	収集運搬業	
株式会社 マテリアル東海 〒509-2204 益田郡下呂町三原544	代表取締役 丁 明夫 ☎0576-24-2101	収集運搬業 中間処理業	

【賛助会員】

社名 住所	代表者名 電話番号	団体構成員数	備考
有限会社 愛建工業 〒395-0001 長野県飯田市座光寺4106	代表取締役 櫛原 悅子 ☎0265-23-6573		
河内新治（河マネジメントコンサルタント） 〒509-0122 各務原市新鵜沼台2-87			中小企業診断士 社会保険労務士
株式会社 野邑工業 〒503-1243 養老郡養老町五日市575	代表取締役 野邑 務 ☎0584-32-1488		

参考 会員の移動状況

会員区分	3月25日現在	入会数	退会数	5月21日現在	増減
正会員	337	4	1	340	3
賛助会員	113	3	3	113	0
特別会員	2	—	—	2	—
合計	452	7	4	455	3

循環型社会形成推進基本法と 産業廃棄物について

講師 循環資源研究所

所長 村田徳治

本誌前号でご紹介しましたように、当協会は本年3月20日岐阜市内「サンピア岐阜」において第25回通常総会を開催、総会終了後、循環資源研究所所長村田徳治氏を講師にお招きし、記念講演会を開催しました。村田講師は「循環型社会形成推進基本法と産業廃棄物について」を演題に講演されました。以下はその内容をまとめたものです。

はじめに

ただ今ご紹介をいただきました循環資源研究所長の村田徳治でございます。今日は循環型社会ということをテーマに、業界がどう対応していくべきよいか、というお話を申しあげたいと思います。

日本のごみ処理は丁度今から102年前、1900年に汚物掃除法という法律ができました。これは、市町村が都市ごみを処理するという法律で、当時の目的は伝染病予防がありましたので、ただ、ごみを集めてきて燃やして捨てればよいということで、最初のうちは、集めてきて、埋め立てるということをずっとやってきました。地方では、集めたものを焼却していたところが幾つかありました。しかしこれは目的が全然違っておりまして、当時は焼却灰を加里肥料或いは磷酸肥料として売るわ



けです。当時はまだ化学肥料など無い時代ですから、大切な肥料として売っておりました。竈の灰の草木灰といいますのは、大変貴重な資源でありますし、これを集める灰屋さんがあって、江戸には当時大きな問屋さんがあったそうです。勿論肥料として利用されるもの、藍染めのようにアルカリを入れないと藍が出来ませんので、アルカリの原料として草木灰を使っておりました。或いは家庭で灰汁桶というのを置いて、その中に竈の灰を入れその上澄みを洗濯に使っておりました。一茶の句に「灰汁桶のもやしになるや草の花」という句がございますように、各家庭に灰汁桶があつたようでございます。当時は伝染病の予防が目的で、伝染病の予防さえ解決されればそれでいい、ということになっておりました。

100年経って法律が制定された

100年経って、丁度2000年に循環型社会推進基本法が制定され、今までのごみ処理ではうまくいかない。何れ限界が来る。それで、平成12年6月2日に法律が施行され、形成すべき循環型社会の姿として明記された。

このなかで廃棄物のうち重要なものを循環資源として定義しております。私は循環資源研究所を1975年に設立致しました。丁度25年目になってこの循環資源という名前が法律用語になりました。25年前に言っておりました頃には、こいつ何言っているのか、と狂人扱いをされた時代がありました。

今まで焼却優先、集めて燃やして捨てるだけということしかやってこなかったのに対して、廃棄物の循環ということを考えて優先順位をつける。最初は発生抑制が大切で、ごみにしない、ごみを作らせない、それから、ごみになったものでも、もう一度使用する、再使用する。ビール瓶などは洗って何回でも使用する。何度も使って傷がつくと、これを壊してカレットから溶かして使う。これが再生です。ビール瓶のよいところは、ガラスの質に基づいております。ガラスというのは、何回溶かし直してもガラスなのです。

製塼工場の話では、原料は95パーセントカレットでいい、屑ガラスでいい、5パーセントだけは泡の関係で、ソーダ灰などの新原料を入れ、炭酸ガスを出し泡を取らないと、泡の入った塼になってしまう。5パーセントだけ新原料が必要になる。と言っておりました。原理的には、真空炉で溶かせばそれも要らなくて、100パーセント屑ガラスからつくれます。沖縄では100パーセントカレットで塼を造っ

たり、ガラス細工をやっております。ガラスというのは何回溶かし直しても使えますが、廃プラスチックだとか、後でペットボトルの話をしますが、ペットボトル等は一度使ったものをもう一度溶かし直しますと最初のものと性質が変わってしまいます。要するに再利用といつても出来るものと出来ないものがあります。再利用出来ないものについては、熱回収をする。これをサーマルリサイクルと言っておりますが、サーマルというのは熱のこと、リサイクルはもう一度戻して使うということですが、熱というものは戻して使えない、熱力学の法則で熱いところから冷たい方へしか流れない。冷たい方から熱い方へは熱というものは流れない。一方通行なのでリサイクルは出来ない。ですからサーマルリサイクルではなくてサーマルリカバリーです。

ところが、相変わらずサーマルリサイクル、サーマルリサイクルと云っている人がおります。熱はリサイクルは出来ません。熱は回収なのです。灰みたいなものについては適正処理をしましょう、というのが循環型社会形成推進基本法であります。

循環型社会形成推進基本法 について

この基本法の下に現在の廃棄物処理法、通産省関係のリサイクル法、家電リサイクル法、容器包装リサイクル法、食品リサイクル法、建設廃棄物リサイクル法等がつくわけであります。ところが、実際にはさっぱりうまく動いていないのは何故なのでしょうか追々お話しします。一つは根本的なことが抜けているからで何故リサイクルなのか、何故リサイクルしなければいけないのか、循環させなければ

いけないのか、ということが明らかにされていない。これは非常に困ったことです。優先順位だけは一応書いてありますが、何故リサイクルしなければという根本的なことが書いてありません。要するに廃棄物と云われているごみも、これも物なのです。物は化学では、物質といいます。質が問題ですが、力学のような物理学者で物体と云います。これは大きさとか、重さとか、形とか、質はあまり問題にならない。廃棄物も物質です。この物質と云うのは小さい原子がたくさん結合して出来ているもので、会場を見てもいろいろな物があって、何万種類あるのかよく分かりませんが、さまざまなものに分類できます。物質を構成している原子の種類のことを元素といいますが、87種類くらいしかありません。ウランみたいに途中で崩壊してしまうものもありますが、ウランが一番重い元素で安定的に存在できるのは、87種類くらいしかありません。

重要なことは、元素というのは新しく生まれることも無く、消滅することもありません。不生不滅で有ります。逆に辿っていけば廃棄物は物質ですから元素レベルでみれば不滅なので、廃棄処理なんて本来出来ない。焼却処理というのは、ごみの成分である炭素を燃やして炭酸ガスにする。炭酸ガスは気体ですから目には見えないので、一見無くなったように見えますが、ごみを構成していた炭素の原子が無くなったのではなく炭酸ガスに変わっただけで、こんなことを続けていけば、空中に炭酸ガスが増えてまた地球温暖化のような話になります。ですから、究極の廃棄物システムというのは、循環してもう一度元へ戻して使うしかありません。一方通行でどんどん集めて燃やして捨てればよいという話で

はないのです。このように、物質が元素からできていて不滅である、ということが分かつてからまだ200年くらいの歴史しか無いのです。それまでは錬金術の時代といいますか、安い原料である水銀だとか、硫黄等を使って金を造ろうと盛んに研究をしていました。有名なアイザックニュートンという万有引力を発見した人ですが、彼も一生懸命錬金術をやっていました。

あれだけの大学者でも、まだそのようなことが分かっていない時代があったのです。今、日本はまさにその錬金術が華やかであるといった方がよいかも知れません。

廃棄物処理の現状

現状はどうなっているのかと申しますと、大体毎年外国から資源を7億トンくらい輸入をしており、製品として毎年5千万トンから6千万トンを輸入しておりますので、合計7億5千万トンくらいを毎年外国から持ってきております。資源も製品も不滅の元素からできており、運びこんでそれを運び出さなからどうなりますか。輸出されている量が大体1億トンくらいですから、7億5千万トンから、1億トンの輸出分を引いた残りの6億5千万トンが日本の国内にたまります。勿論この中には、食糧や石油や石炭があって、燃やしてしまえば炭酸ガスになってしまいます。こんなことを毎年毎年続けていたら、日本国中埋立地だらけになってしまいます。廃棄物処分場が無い、埋立地が無いと大騒ぎをしているが、そんなことは当たり前のことで、外国から運んで外国へ運び出さなければ、その分何処かに置いておかなければならぬ。

製品として工場にあつたり、家庭にある場合はまだよいが、それも何れ寿命がくれば廃棄物になる。こんなことをやっていて循環型社会の行きつくところはもう見えております。ごみを原料として元に戻して、なるべく外国から輸入することを止めることしか無いのです。ところがこの循環型社会推進基本法の中に最も大切な外国からやたら原料を持ってこないで、廃棄物を資源として使わなければいけない。ということは書いて無いのです。

ここに中国の古事で、愚公山を移す、という話が書いてございますが、これは、毛沢東が毛語祿として中國の人達に読ませた話です。黄河という大きな河の下流に山がありますて、その山の麓に北山愚公と言う愚か者の爺さんがおりまして、冬になりますと山で日陰になつたり、隣の村へ行くのにも山を超えないければならないなど、山が邪魔になつてしまふのがないので、削って取つてしまおう、と愚公は考えました。そこで山を崩して、もつこに入れて舟で渤海湾に捨てに行くと1年かかります。村の古老の知恵者が出てきまして、そんな馬鹿なことは止めなさい。大きな山をおまえが一人で崩しても無くならないよ。と云うと、愚公の云うには、俺が出来なければ子供がやる。子供で出来なければ孫がやる。先祖代々やれば、山は、もうこれ以上に大きくならないので、そのうちには無くなる。なんとも氣の長い話ですが、これを山の神様が聞いて、これは大変だと山を移してしまいました。毛沢東にしてみれば、人が反対しても正しいと思う道を歩めば、大願成就するんだ。と云いたかったのだと思います。まさに日本は今、愚公が愚行をやって外国から資源を持ち込んで運び出さない。コーヒー

でも買って飲み、飲み終わったら、この空缶の鉄は何処からきたのかと考える人は、余程の変わり者以外は先ずいないことと思います。よく考えてみるとコーヒーの入っていた空き缶の鉄はオーストラリア辺りから来ているのです。オーストラリアへ行きますと、東京ドームの何十倍もの巨大な穴が掘られています。ここでは鉄鉱山も露天掘りですから、まことに巨大な穴があきます。その穴にあつた鉄鉱石は、全部日本に運び込まれて精錬され、鉄にして缶を造ったり、いろいろなものに加工してそこらに捨てられております。まさに山を崩して日本に運び、愚公と同じように愚行をやっているのです。このような社会は循環型社会ではないのです。一方通行の社会なのです。だからごみになるものから資源を回収して元へ戻し、なるべく外から持ち込まないようにしよう。と云うことがどうも巧くいっていないのです。これは非常に重要なことなのに、なかなかそうはなっていないのです。循環型基本法には、発生抑制と資源化は書いてありますが、一番根本的な輸入の抑制ということが書いてないのです。先ず、輸入を抑制しないことには、話になりません。輸入をゼロにすることは出来ませんが、国内の廃棄物を資源輸入に代わる資源として使っていく。ということをやらないと、循環型社会にはなりません。

エネルギーの有効利用

再生だとか、再使用だとかありましたが、エネルギーに関して熱回収、広い意味でエネルギー回収についても、日本は全く駄目な国なのです。なぜ、駄目なのか、これは昔からの旧態然とした社会体制、それがそのまま生

きているからです。世界中が産業革命以降鉱山だとか、油田だとか、森林だとか地下資源等を収奪しています。これらは殆ど再生されません。森林は植林をすれば戻って来ますが、その他のものは戻りません。その結果何が起こっているかというと地球の温暖化とか酸性雨とか、資源の枯渇だとか、廃棄物問題だとか、自然破壊だとか、こう云うことを、公害問題と云っていた。一地域の問題が、地球全体に及んでしまった。新しい社会を構築するには、資源の使い捨てを止めて、廃棄物を資源化することが必要になります。循環型社会形成基本法が制定されましたが、これがあまり巧くいっておりません。市町村が扱っております事業系一般廃棄物が、1999年度のデータで事業費2兆2千6百44億円と大変な金額です。1人当たりにしますと約1万8千円かかります。直接燃やすごみが約4千万トンで処理量全体の78パーセント、これを市町村がやっているのです。それでエネルギー回収をやっているかと云うと殆どエネルギー回収はやっておりません。今、市町村が持っている焼却施設が、1,890近くあります。焼却炉の数はもっとありますが、その中で発電をやっている所は1割にも満たない170箇所くらいです。更にその電気を売っている所といえばその半分くらいです。殆どがただごみを燃やしているだけなのです。サーマルリサイクルなどと云っているようでは当然そう云うことになります。こんな馬鹿なことをいつまで続けていくのか、廃棄物の資源化は市町村のやる仕事ではありませんよ、市町村に資源化なんて云うことは出来ません。ごみを収集したり、焼却したりすることは出来ても、市町村が製鉄所を造って鉄を造ったり、製紙工場を

造って紙を造ったり、プラスチックの成形工場など造るわけにはいかないのです。これは、すべて民間がやらなくてはいけない。だから、市町村が今までこんなに金をかけてただ燃やすだけ燃やして、ごみ埋立地を造ってその中に捨てていく。こんな構造はもう21世紀には止めなくてはならない。

ごみ処理は民営が効率的

ごみ処理（資源化）は全て民営化しなくてはならない。民間にやらせなさい。現行の非効率なごみ処理は民間にやらせれば恐らく半分の費用で出来ると思います。大変効率の悪いことをやっております。収集体制ひとつをとって見ましても、とんでもない収集をやっております。例えば東京の世田谷区では、事業系一般廃棄物を区と業者の2つで収集をやっておりますが、業者の方が遙かに効率がよいのです。収集費用が安いのです。しかも今、ガスの出ないガス化溶融炉をこしらえて、ガス化溶融炉だ、ガス溶融炉だとどんどん施設を造っています。エネルギー回収もできないこんなものを市町村が造ってどうするのでしょうか、仮に今年建造したとしますと、後これを15年間も使うことになりますよ、要するに今、こんなことをしていたら15年間は、リサイクルできなくなってしまいますが、各地でこれをやっています。ガスの出てこない溶融炉をガス化溶融炉と云っているのです。ガスは全然出てこないです。ガス化溶融炉というならばガスが出てきて、ガスを使っていろいろなことをするのであれば、また、話は別ですが今の殆どのガス化溶融炉というのは、ガスが何にも出てきません。なんのことはありません、普通の焼却炉と同じなのです。

普通の焼却炉でも炎が出て燃えている。炎が出ていると云うことは、ごみが気体になって、そのガスに火がついて燃えているのです。固体が燃えても赤くなるだけで、炎は出ない。炎が出るということは、ガスが燃えているのです。ガスも出てこないものをガス化溶融炉と云うならば、すべての焼却炉は溶融の無いガス化炉です。要するに規制緩和どころか規制を撤廃しなくてはいけません。廃棄物処理法の中に適正処理困難物というのがありますが、最も適正処理困難物は、廃棄物処理法そのものなのです。法律なのです。これをなんとか適正に処理をしないと、循環型社会にはならないのです。

先ず、規制を撤廃して一般廃棄物の資源化に対して民営化をする。もう市町村は手を引きなさい。まあ、収集位は自治労等の問題もあることですからやむを得ないかもしれません、そこから先の焼却等は止めなさい。それから、廃棄物と資源の区別が大変曖昧であります。今、47都道府県のうち、28都道府県は、産業廃棄物の他県からの移入を規制しております。22都道府県では産廃処分場の建設について、住民の同意を必要としております。これらの規制をしていないのは、わずか11府県しかありません。こんなことをしていて循環型社会なんてあり得ないです。

自区内原則について

自区内処理の原則、かつて美濃部都知事が、杉並区に焼却炉を造ろうとしたとき、大騒ぎになりました。そのとき都の役人が考えた言葉が、自区内処理という言葉です。自区内処理ではなく、自区内焼却なのです。焼却炉を造りたいために自区内処理、自区内処理と

云っているのです。今、殆どのところが焼却炉を造りたいところが、自区内処理、自区内処理と云っているのであって、循環型社会形成推進基本法とは、なんの関係もありません。考えてみると、その自区内から出てきたごみのほとんどは、自区内で積れた物ではありません。それは全部外国から運んできて、加工をして流通を通して、自区内に持ち込まれている物で、元を正せば、自区内で積れた物ではない。原料は外国からきたものです。何れにしましても、自区内でつくったものなんてあり得ません。これは、日本全国で考えないといけないことで、運ぶ方は全国から運んできておいて、処理するのは自区内で処理するなんて、そんなことは出来ません。資源化をしようとしても資源化する施設も技術も何も無いところでやれと云っても無理なのです。そういうところから、全部変えないと循環型社会なんて出来ないです。手っ取り早く云えば市町村がごみ焼却を止めることなのです。そして、それを民営化することです。

新処理技術について

勿論、焼却については、ドイツのように非常に厳しい条件をつける。最近になっていろいろなことが云われて、生ごみ2千万トン、家畜の糞尿が大体9千万トン、これをメタン発酵しよう。或いは生ごみの場合には、堆肥にしようという動きが出てきました。燃料電池だとか、マイクロガスタービンだとか、発酵によって出てきたメタンガスを使ってエネルギー回収をしようとしても、まだ制度がちゃんと整っていないのです。風力発電だとか、太陽光発電だとかについては、優遇措置があり、発電したものは電力会社が買う義務

があります。ところがメタン発酵で発電をすると、これは買う義務がないのです。

大笑いのお話があります。環境省と、NEDOとが金を出して、神戸で実験をやりました。これは環境省が金を出しておられますから、これは税金ですよ、ホテルの生ごみを集めて、これで高温メタンガス発酵をして、出てきたメタンガスを燃料電池で発電をする。ところが出てきた電気を関西電力が買わない、要するにわれわれの買う義務があるのは太陽光発電と風力発電だけです。メタン発酵の電力などは買いません。こんなことをやっていたのでは循環型社会にはなりません。先ず、電気事業の改革をしなければなりません。要するに、規制を撤廃して自由競争をやって行く。

例えば、公共道路は誰が通っても構わない。外国人が通っても日本人が通ってもこれに対して誰からも文句は言われません。有料道路では料金は払いますが、文句を言われる筋合いはありません。要するに道路並に共同で使う施設が必要なのです。今、電話線がそうなっています。KDDIだとかいろいろな電話会社が相互乗り入れをしております。電話線は元々はNTTのものですが、これは自由競争時代を迎えて、アメリカの圧力もあって仕方なしに、そうせざるを得なくなつたのです。それがどうして巧くいったのかと申しますと、電話線と云いますのは元々は国有財産でありました。昔は通信省、その後郵政省、それが電電公社になり、今のNTTになっております。電話線は元は税金で造ったものです。国民のものなのです。だから誰が使おうと勝手なのです。保守点検の費用は当然利用者が払います。高速道路の通行料みたいなものです。だから使うのは誰でもよいのですが、車

種の制限はありません。風力発電と太陽光発電はよいのですが、メタンガス発電は駄目ですよ、と車種の制限を行っているのです。ところが、アメリカやヨーロッパでは発電と給電は別で、発電会社と電気を配る配電会社が別になっております。発電をして、その線を使って何処へ送ってもよいのです。だからドイツなどでは、ベルギーの安い風力電力がありますと、ドイツの国民はベルギーの電力会社と契約して買っても良いことになっております。今、EC内では自由に動けるようになっております。これは、電線は電力会社の持ち物ではないのです。ところが、日本では9電力会社が全部自分達の財産として押されています。他の者には使わせません。使うときには使用料金が非常に高く、しかもメタン発電はだめというような制限を設けている。こんな状況ですからエネルギー回収なんて出来ません。回収をしても売ることが出来なければ、回収のしようがありません。そう云うことがまだ日本では独占的に行われております。先進諸国の中で電力とガスが一番高いのは日本です。日本では、既得権益を擁護して競争原理で電力価額を低下させることをやらないのです。既得権益を保護しているので、今、構造改革、構造改革と云われても、この既得権益の方が力が強いので、こう云う社会において如何に循環型にするか問題で、ちゃんと機能しないのです。先に云いましたように送電部門と発電部門は分離、独立し別々にやって下さい。電源開発(株)などは卸売りだけですから、小売りは出来ません。日本のエネルギー事情を全部見直さないといけないと思います。送電線などは、道路のように公共管理が好ましいのです。競争ができませんから、競

争がありますとそれをしてすることによって安くなることができますが、配線なんて安くはなりません。また、ガスについてもガス管などは公共にして、ガス会社は1社でガスを供給するのではなくて、外の安いガスを持ってくることも出来るようにならなければいけない。先に話しましたように、メタンガス発酵などは、推進協議会などを設立して、養豚場とか酪農家とかが施設を拡充しようと云っています。

農水省の計画では全国に100から200施設くらいを造るんだと云っております。しかし、役所が係わってきますと、いろいろ権限の問題等もあり、あまり役所は立ち入らない方が良いと思います。

エネルギーについて

もう少しエネルギーに関しての話をします。日本と云う国は、エネルギー資源が無いのに、エネルギー回収の全く巧くいっていない典型的な国です。発展途上国並です。ヨーロッパはさすが先進国です。やっていることが日本とは全然違います。ウイーンにシュピッローという地下鉄の駅の近くで、ドナウ川の近くにあるごみ焼却場を見てきました。この焼却炉は発電を殆どしてしていない。発電をしないでどうしているかと云いますと、廃熱で湯を沸かしております。そしてウイーンの市民に配っております。ウイーンは160万都市ですので、こんな施設が1箇所あったところでとても足りない。湯というのはすぐ冷めてしまないので、遠くまで運べません。市全体で8箇所あります。そのうちの3箇所はごみで熱供給をしており、1箇所は発電所、残りの4箇所はわざわざ湯を沸かしております。

す。湯にするのが何故良いかと云いますと、熱回収率が発電より良いのです。しかし、貧乏国ではとても出来ないです。日本は経済大国だと云いましても、湯も出て来ません。ホテルぐらいですよ、蛇口をひねってお湯が出てくる所は、ニュージーランドは、人口360万人程の自然の豊かな国です。南島にクインズタウンという人口2,000人くらいの小さなきれいな町があります。そこで私は公衆トイレに入り手を洗らおうとしたら、湯の蛇口があり、こんな小さな町で湯が出ることは無い。と思ってひねったらチャンと湯が出ました。とにかく豊かさが違います。給湯パイプと云うのは、水道パイプと違って2本引かなければなりません。暖房に使うと湯が冷めてしまいます。冷めた湯を元へ戻して暖めて、繰り返して使わなくてはいけないです。2本必要ですから、水道パイプを配管するのとは大違いなのです。管を保温しなくてはなりません。ですからこれは貧乏国では出来ません。こう云うところを見てきますと、外国人が日本へ来て、湯も出ないような国が、経済大国だと云いましても、何が経済大国か、と大笑いをするでしょう。デンマークでは、もう5、6年前の数字で既に1万8千キロメートルあります。ドイツでも1万3千キロメートルあると云われております。このような形でごみはただ燃やさないので、燃やしたものは、ちゃんと熱エネルギーとして回収します。ドイツでは今、原則としてごみの焼却は禁止されております。ただし、廃ガス中のダイオキシン濃度が0.1ナノグラム/Nm³あって、ごみの発熱量が2千6百キロカロリーあって、75パーセント以上エネルギーを回収する場合には燃やして良いですよ、という条件がつけ

られております。ところが、この条件に合格する焼却炉は、今のところ日本には、都市ごみ焼却炉でも産廃焼却炉でも1基もありません。最高に熱効率が良いと云われている、埼玉県の越谷東部清掃工場でも熱効率21パーセントで発電をしておりまして越谷市長もテレビに出て、21パーセントだと自慢をしています。ドイツでは75パーセントですよ、21パーセント程度では余熱利用に過ぎません。75パーセントのエネルギーを回収するには、どうするかと云いますと、発電だけでは駄目なのです。発電と云うのはエネルギー効率が非常に悪いのです。ですから、ごみ発電なんてせいぜい20パーセント止まりなのです。R D F（固形燃料）にしても同じことで非常に効率が悪いのです。日本の最新鋭の火力発電でも、最近1パーセント程良くはなっておりますが、普通の所では大体39パーセント程度です。残りの61パーセントは海へ捨てているのです。臨海発電所では海の水を汲んで、冷却水はみな海の中へ捨てております。だから、効率は39パーセントなのです。それをまた、送電線で延々と工場だとか、家庭に配電しますと送電ロスが大体5から6パーセント有りますので、33から34パーセント、エネルギーの3分の1しか利用できません。残りはみな捨ててしまっております。こんなことをしていては循環型社会にはなりません。

地球温暖化防止

空中の炭酸ガスを減らそう、温暖化を防止しよう。と云っても、現状のようなごみ焼却を続けるかぎり、そんなことは出来る訳がありません。焼却廃熱を湯に変えたらどうか、湯と云うのは温度が100度以下ですから、煙

突から捨てる熱は100度以下になりますので、回収効率が75から85パーセント位になります。だから、ドイツでは発電の残りを湯にすることによって75パーセントを確保出来ます。75パーセントと云いますと普通の火力発電の倍以上の効率になります。そこで、熱と電気と一緒に使用する熱電併給システムとして、新宿副都心の例があります。東京ガスから、天然ガスを買ってガスタービンで発電をしております。これはジェット機のエンジンを改良したものですが、発電効率はあまり良くありません。せいぜい30パーセント位ですが、それでも良いのです。タービンから出てくる廃熱で湯を沸かして、地域のビル暖房などをしているのです。湯がありますと冷房も出来ます。先に、熱は熱い所から冷たい所しか流れないと申しましたが、エネルギーをかけると冷たい所から暖かい所へ捨てることができます。吸式冷凍機を使えば冷たい水を造ることが出来ます。だから冷暖房もできるのです。トータルで新宿副都心はエネルギー効率が75パーセントくらいにはなっております。このようになりますと大変良いのですが、日本のごみ焼却炉は、ガス化溶融炉であろうと何であろうと75パーセントエネルギーを回収出来る施設は1つもありません。そう云う点では、巧くいっておりません。最近になって幾つかの新しい技術が出てきておりまして、例えば、ガス化溶融炉と称している中にも、唯一ガスが出てくるものがあります。これはサーモセレクトと云って、ドイツ人が発明して、会社はスイスにあります。そこから川崎製鉄が技術導入し、今は川鉄の千葉工場がありまして、川鉄とは別会場で動いております。燃える廃棄物をこの中に入れ、

加熱をしてガス化をして更にこの下へもってき、炭化した物に酸素を入れてガス化します。出てきたガスを高温の反応炉で改質をして、水素と一酸化炭素にする。これは合成ガスと云います。生成した水素と一酸化炭素ガスはガスの精製を行い、硫化水素などを除去して更にきれいにして、発電用のボイラー等の燃料として川鉄の工場へ売っております。一酸化酸素と水素からメタノールなどさまざまなものを造ることが出来ます。合成ガスですからいろいろな物を造ることが出来ます。水素は燃料電池の燃料にもなります。サーキュレクトがガス化溶融炉の中で唯一ガスが出てくる炉です。これ以外の炉はガスは出できません。最近もう一つガス化溶融炉で面白いのが出てきております。これは宇部興産、同社は、元々山口県で石炭を熱分解して出てきたガスを回収して水素を造り、その水素からアンモニアを造る。アンモニアと云うものは、いろいろなもの原料になります。アクリロニトリルとか、或いはナイロン、又は窒素肥料の原料として大量に消費される原料として利用されております。アンモニアは、水素と空中の窒素から造りますが、水素源を何にするかによって、そのプロセスの良否が決まります。今まででは石炭でしたが、その石炭の代わりに容器包装リサイクル法によって集めた廃プラスチックをこの分解炉の中に入れて、分解をして最終的には水素を造っております。その水素からアンモニアを造ることを始めております。これは単なる焼却炉とは全然違います。ごみの持っている炭素で水を還元してやって水素を造る。コークスでやったり、石炭でやったり、いろいろなものを使いますが、炭素で水を還元してやると、水素

と一酸化炭素ができる。出てきた水素と空中の窒素を反応させてやると、アンモニアを造ることが出来ます。川崎市のエコタウンで計画があります。川崎市にはご存知のように、昭和电工があり、そしてアンモニアを造っております。昭和电工も同じようなプロセスで、川崎市のごみをアンモニアにする計画を出しております。しかし、これは川崎市のごみだけでは駄目なのです。川崎市から出てくるごみなんて量が知れています。このように大きなプラントは、近郷近在からも、収集してこなければいけないです。それを自区内処理の原則で、一般廃棄物を持ち込んではいけないと云うのは、資源化に逆行する役所の暴挙です。産廃については許可をしないといろいろ問題になると思いますが、一般廃棄物については、自区内のごみを処理しないのなら、許可なんて出す必要がない。こう云うことがネックになって、循環型社会が出来ないので。役人の勝手な判断で何故認可を出さないのか、と云いますと、外の市町村から廃棄物を持ち込んで自区内処理の原則に反すると追求されるのがこわいのです。自区内処理の原則とは何か良く分からぬ。自区内処理は自区内焼却にすぎないのに、なぜそれを云い張るのでしょうか。地元議員等から、何故隣の市のごみを我が市に運び込むのか、と議会で追求されると、役人が困るものですから、別に許可をしようとしたと責任は追及されない。許可をして責任を追求されるよりもしない方が良い。ということになる。折角技術があって、装置があって出来るところがあつてもごみを運び込めない。ごみではない、ごみを原料にしているだけで、元はごみでも原料である。焼却とは違うと云っても、なかなか

か認可しないのです。今、福山と川崎で日本鋼管がやっている廃プラスチックを高炉に入れる技術、これはドイツのブレーメンの製鉄所が始めて、ここが特許を持っております。今まで上からコークスと鉄鉱石を入れて、下からは熱い空気と燃料を入れておりました。ドイツでは重油を入れ、日本では微粉炭を入れております。その微粉炭の代わりに廃プラスチックを入れて2,000度位にして、鉄を還元して銑鉄を造るというプロセスです。これは今、実際に動いております。

市町村で、容器包装リサイクル法対象の廃プラだけを集めると、市民側は、なぜ容器包装のプラスチックだけ集めるんだ。容器包装以外の廃プラスチックがあるじゃないか、これも一緒に集めろといわれますが、市側は集めても持って行き場がない。資源化出来る工場へ問い合わせますと、うちは一般廃棄物の受け入れの許可がとれないので出来ません。許可を出さないので。先のアンモニアもサモセレクトなどもそうです。許可を貰いに行っても許可をしてくれないそうです。一般廃棄物資源化の許可は出さない。こう云う社会では、循環型にならないのです。本来、役人の一存で出来るような話ではないのです。担当者で勝手に許可するとかしないとかの問題ではない。ごみ焼却炉を造ると云う話は、許可するとかしないとかで良いのですが、一方でエネルギー回収も物質回収も出来ない焼却炉を設置して15年間も炉を動かすような馬鹿なことをこれからやろうとしている訳です。これでは、何時までたっても循環型社会にはなりません。こう云う既得権益と云うか、規制を全部排除しないと、これから循環型社会にはならないのです。

既設の施設の活用を

今、計算上では、廃プラスチックは、年間1,000万トンくらい出てきます。溶鉱炉は今、日本には20基動いておりますが、1基当たりフルに入れますと廃プラスチックを60万トン入れることが出来るそうです。20基で年間1,200万トンですから足りません。高炉法やコークスの何が優れているかと申しますと新たに施設を造る必要が無いということです。もう施設はありますから一寸、改良すればよいのです。今一番廃プラスチックを集めておりますのが、新日鉄です。これは溶鉱炉に入る前の段階でコークス炉の中へ廃プラスチックを入れるということです。塩ビなどは、入れることが出来ない。塩化水素が出てきて配管は全部鉄ですから、みな溶けてしまします。発電用のボイラーも鉄ですから錆びてしまします。

製鉄関連のプラントには塩化ビニールは入れられないのです。ところが、コークス炉と云うのは、石炭をコークス炉に入れて蒸し焼きにして、コークスを作るのですから、少しくらい汚れていても、少しくらいの塩化ビニールが入っていても構わないので。沢山入ってきますと装置がぼろぼろになってしまいます。そう云うわけで処理費が一番安いのです。容器包装法リサイクル法で集まるものの、3分の1くらいは新日鉄で処理されているのです。

遊休施設を使って処理している話は外にもあります。自分達の既に持っている技術と装置を活用しようと云うのです。あまり知られておりませんが、埼玉県に日高市と云う市があります。ここに今は太平洋セメント、前

は日本セメント会社の工場がありまして、今はセメントは造らないで、キルンだけがそのままにしてありました。日高市は人口55,000人くらいの小さな市ですが、焼却炉が古くなり建て替えることになり、市民は相変わらず反対運動をします。セメント会社の方から話を持ち込んだようですが、市のごみをうちのセメントキルンで焼却するという。キルンが2基あります。市が生ごみを収集してきても焼却炉へは持っていくないで、太平洋セメントへ持っていく、生ごみですから、水分が多いので、ここで1回予備乾燥をします。生ごみですから発酵をします。発酵させて水分を減らしてから、セメントキルンで石炭と一緒に焼却します。灰は全部セメントになり売却しますから、埋立地は要らなくなります。日高市が、もし自分のところで焼却炉を設置し、焼却したら灰をどうするのか、埋立地も無く、またその焼却灰の処理をやらなくてはならない。日高市は、焼却炉の建設を止めてしまいました。このように既にある装置を一寸改良すれば、そのまま続けて使用できるのです。

廃棄物処理は、もう市町村の出る幕ではないのです。市町村がセメント工場を造るわけにはいきません。こう云う形のものが最近どんどん増えてきております。やはり、資源として元へ戻るか戻らないのか、そのような技術を持っているのかどうか、装置があるのかどうか、というところから始めて行かないと巧く行かない。

有機物はエネルギー源

生物以来の有機物は、昔は肥料や燃料として利用されてきた。人間が人工的に造ったプラスチックなどは、人工有機物です。生物由

來の有機物は自然界では植物が造ります。植物が空気中の炭酸ガスと根から吸い上げた水を原料にし、太陽のエネルギーを使ってブドウ糖を造って酸素を出す。植物は自ら作ったブドウ糖を繋げていってポリマーを造って、これが植物の体となるセルローズです。これを便利に使っております。紙がそうです。紙はセルローズですから火をつけると燃えます、セルローズが燃えると云うことは、実はセルローズの成分であるブドウ糖が燃えて、元の炭酸ガスと水に戻っているのです。ブドウ糖のなかには、太陽のエネルギーが化学エネルギーに変化して入っている。だから、有機物はエネルギー源になります。

自然界が生きるリサイクルを

植物がつくった有機物を餌にして生きる生物が、自然界には沢山あります。春先になると、田植えが始まります。田植えをすると、稻が光合成でどんどん成長する。有機物をこしらえてくれる。暫くすると蝗が出てきて食い荒らす。蝗を蛙が食い、蛙を蛇が食い、蛇を梟が食い、とこのようにして植物が合成した有機物の流れを食物連鎖と云います。この図は、いろいろなことを現しています。逆向きには流れない。例えば、蝗は稻を食うが、稻は蝗を食わない。蛙は蝗を食うが、蝗は蛙を食わない。これは自然の摂理であって、弱肉強食でもなんでもない。自然界はそうなっております。自然界では植物が一番多くて、それを直接食う草食性動物が生存できるのは、大体植物の重さの10分の1程度です。ここに1,000トン植物があると、直接餌にすることのできる動物は100トン、それを食べる蛙みたいなものは、10トン、それを食べる蛇

みたいなものは1トン、梟になると0.1トンと、だんだん尻っぽみになる。蝗よりは蛙の数が少ない。蛙よりは蛇が少い、そう云うこととはわれわれ日常的にも良くわかりますが、これは、昼間見る光景です。植物だって時期がくれば枯れる。動物だって餌を食うから糞尿、排泄物を出します。寿命がくれば死骸になる。動物の死骸とか、糞尿だとか、植物の枯れたものとか、人間の目から見ればそんなものは何の価値も無いごみであるが、良く調べて見ると、それには太陽のエネルギーが化学エネルギーに変化した栄養（有機物）が残っており、それを餌にしているものは自然界には、いっぱいあります。あまり格好の良い、人から尊敬されるようなものは、いない。古代エジプトの神殿には、フンコロガシが祭ってあります。こんなものがなぜ祭つてあるのか良く解りませんが、太陽の化身だといふことだったようです。フンコロガシと云うのは、動物の糞を転がして中に卵を生み、卵がかえって幼虫になり、糞を餌にして成虫になって飛び立ってゆく。ですから、丸い糞（太陽）から生命が生まれてくる。それでエジプト人は崇めていたようです。こういう動物が人間がごみだと思っているものを寄つたかって餌にして、最終的には炭酸ガスとか水にして、次の世代の植物がこれを吸収して生きるサイクル。これが生態系です。

火の利用についての正しい教育を

だから人間がごみだと思っているものも、この分解者達にとってみれば餌なのです。自然界にはごみは無い。すべてリサイクルです。もし自然界に植物だけしかいなかつたら、空気中の炭酸ガスは26年で無くなる計算があり

ます。このようなサイクルがあるため、われわれ生物は38億年も地球上に生きてこられた。ここで気をつけなければならないのは、このサイクルの中には、焼却と云うのは無いのです。ときどき、山火事が発生しますが、これは人災で、自然界には山火事などは有りません。たまには落雷とか、火山の噴火によるものが、何百年に1回ぐらいはありますが、毎日毎日燃えると云うようなことは無い。人間は火を使い出してから永い年月が経っていますが、燃焼と云うことに無頓着で、よく考えて来なかった。それが今日のエネルギー問題に通じているのです。福岡県久留米市の大橋小学校では、子供達にリサイクルについて教えております。子供達にごみを分別させて、最後に紙屑が残りますと、これを焼却炉で燃やしております。文部省は、ダイオキシンが出るからと云って、学校でごみを燃やさないよう、焼却炉の使用を禁止しましたが、それに逆らってあえて燃やす。分別してごみを燃やしてもダイオキシンが出る。この先生は、自然界では物が燃えない。ということをご存知ないです。人間が火を使ってきたのは、火を役立たせようとして使つたのであって、ごみを処理するために使つたのではありません。そこから出てくるエネルギーを、夜は暗いから照明に使う、煮炊きをすれば柔らかくなり、また、雑菌が死んで消化が良くなり衛生上も大変良い、また、寒い時に暖をとるために使つたのであって、ごみを単に燃やしてどうするのですか、どうしても燃やすというならばその紙でご飯でも炊いて、子供達が食べれば紙屑でもご飯が炊ける。子供達はご飯は電気釜しか炊けないんだと思っておりますから、そういうことこそ教育だと思います。

このように日本人の焼却好きは大変なもので
す。全然そういうことを考えたこともないよ
うな人達がやっておりますので、無理もない
ことだと思います。

焼却炉は減少する

ごみ処理に利権が絡んで結構危ないことを
やっておられる人達がおります。1994年の
データでは世界中のごみ焼却炉の70%以上
は、日本にあります。1,887施設、産廃は5,887
基あります。来年の1月1日からのダイオキ
シン規制により、産廃の焼却炉は更に大きく
減少します。アメリカは日本の人口の約2倍、
それで148基しかありません。ドイツは日本
の人口の約3分の2ですが、53基しか
ないのでです。如何に日本は間違ったことを
やってきたかということがお分かりいただけ
ることと思います。なんでも焼却すれば良い、
と云うことできましたが、実はそれにはごみ
を食いものにしている人達が大勢いるので
す。日本の焼却炉を台湾とか韓国へ輸出しま
すと、5分の1位の価額で輸出できるのです。
ものすごく掛けてあるのです。値引は何故い
けないかというと、来年度の予算が減るから
ということのようです。天下り法人等をつ
くって外国の安い焼却炉を入れないようにし
てきた。構造基準をつくって買わせなかつた。
最近問題になり止めましたが、これを読んで
みますと何と850万円も議員に献金されてお
り、しかも焼却炉の談合疑惑で、都の担当局
長等幹部職員18人が天下っております。この
ようにごみを食い物にする輩がいるから、市
町村のごみ処理を止めなさい。と云っても止
めるわけがありません。自分達の天下り先が
無くなってしまいますから、こんなことでは、

循環型社会にはならない。平成13年7月の
データで、産廃の焼却炉で新規規制をクリア
できるのは、1割しかありません。

焼却を見直し資源化を

ごみは燃やしても何も得るものはありません。
やはり、燃やさずにこれを資源として、
使っていくということをやらなくてはいけな
い。燃やさない技術が最近見直されておりま
す。日本の現状を見ますと、食糧の自給率は
目を覆いたくなるほど、ひどいことになって
おります。自給率は3分の1に落ちておりま
す。こんな状態でも出てくる残飯などは焼却
しております。日本が輸入しているトウモロ
コシ、大豆、小麦だとかを栽培するために、
外国で使っている水の量は50億トン、これは
日本の人口が年間使用する水の3分の1、約
4千万人分に当たります。こういう形で、今、
日本は外国から食糧を輸入して、それでかろ
うじて生きております。今、ダイオキシン問
題で、焼却を見直そうという動きがある時、
市町村でも堆肥化が流行しております。調べ
てみると濃厚飼料の自給率は1996年で27.4
パーセントと30パーセントを割っております。
70パーセント以上は輸入品に依存してお
ります。この中には当然肉骨粉みたいな物も
入っております。このような状態にあります
から、堆肥を造っても仕方がない。堆肥とい
うのは現在輸入はされておりません。先にも
申したように、輸入を抑制し、輸入に代わる
物を国内の廃棄物から造らなければ、何時ま
で経っても抑制にはなりません。最近注目す
べき動きに飼料化があります。飼料は、肥料
よりも当然高いのですが、乾燥が難しく、簡
単な乾燥機では、表面だけ乾燥し、中まで乾

燥しないのです。炭化についても同じように、外側だけ炭になって中まで炭化しないで、焦げただけのようなものも多い。油温脱水は非常に脱水効率がよい。この方法は、大阪の農業技術センターが開発しました。生ゴミを廃天ぷら油で唐揚げにします。100度くらいの温度で減圧にするので水分はとびます。あまり温度を高くしますと、油が劣化し物が焦げる恐れがあります。比較的低い温度で揚げた物は、油を絞り粉碎すると飼料になります。油温脱水は既に札幌で実施されております。札幌市内のホテル・中黒、レストラン・食品工場等から、集めてきた生ごみを、天ぷら方式で揚げ、油を絞り粉碎しますと、肉骨粉のような色をした飼料になります。飼料会社では、普通の飼料に10パーセントくらい混ぜて使っているそうです。資源化を考えるとき、いきなり堆肥にしないで順繰りに使っていかなければいけない。先ず食品として使う。食品にならないものを飼料にする。飼料にならないものはメタン等エネルギーにする。そして最後に堆肥にします。

生物処理、物理化学処理技術

このような生物処理、物理化学処理技術は、21世紀に注目される技術ですので、紹介しておきます。新潟県長岡市では、下水処理場から出てくる汚泥を、どこでもやっておるよう、メタン発酵させ、そのメタンガスを北陸ガスに売っておりました。その話を長岡市長にしましたが、市長はご存知ではなかった。前の市長の時代でしたから全くご存知なかった。これは役人の発想ではないのです。よく調べて見ますと、下水処理場のすぐ隣に北陸ガスの工場がありました。多分北陸ガスの人

が、買ってあげますよ。とでも云われたことと思います。これは珍しいケースでござります。

メタン発酵でメタンガスを造って、発電をしても発電効率は悪いし、電力を売る所が無いのです。日本の市町村の、50パーセントくらいにガス施設があります。都市にはガスパイプが敷設されております。生ごみを発酵させてメタンガスを造り、天然ガスの代わりに供給する。そう云う産業も当然あるべきで、それは、ガス会社の仕事かも知れません。

元々、都市ガス会社は、石炭を乾留してコークスを造り、そこから出てくる石炭ガスを配っていました。だから、昔の都市ガスは、一酸化炭素が沢山入っていて、ガスを吸うとみな中毒になって死亡事故が起きました。新しい技術として超臨海水を紹介します。

水というのは、1気圧100度で沸騰してしまいますが、圧力をかけていって、どんどん温度を上げていきますと、347度で圧力が22メガパスカル、大体220キログラムくらいで、それ以上にすると、ここに超臨界状態の水ができます。これは液体でもない、気体でもない大変不思議な状態、気体のようなさらさらのもので、密度は水くらいの密度である。そういう不思議な状態です。この中にごみを放り込むとどういうことが起きるかというと、ごみと一緒に酸素を入れる。むかし、ジンマーマンプロセス（ジンプロ）というものがありました。ジンプロは圧力が低すぎるので、圧力を高くしてやると、ごみの中の炭素は炭酸ガスに、水素と酸素は水になり、窒素は窒素ガス、塩素は塩素イオンになってしまって、ダイオキシンはできません。焼却炉であれば、ごみを燃やして出てくる炭酸ガス、それを燃

やすために使う石油から出てくる炭酸ガス、それに窒素酸化物、硫黄酸化物、それにダイオキシンの入った煤塵なんかが出てきますが、こんなものは出来ません。炭酸ガスと窒素が少し出るくらいです。高圧の蒸気が出てきますので、これでタービンを回してやれば発電も出来ますし、熱エネルギーをちゃんと回収してやれば、内熱式ポイラーができ、排水処理施設は必要ですが、排ガス処理施設は要らなくなります。これは酸素を入れてありますが、酸素を入れなかつたらどうということになるかと云えば、結局水素とメタンガスと炭酸ガスしか出てきません。これを巧く使えば燃料電池が動かせます。これは21世紀のエネルギー革命です。今、ガス会社が一生懸命研究している燃料電池も、メタンガスから、水素を造ります。そのため少し大きな装置になってしまいます。最初から水素を供給できれ

ば、こんな大きな装置はいりません。各家庭に1台置いて発電をして、テレビとか、エアコンとか、冷蔵庫等電力がまかなえます。燃料電池ですから、熱も出ます。その熱で湯を沸かし風呂に入ったり、床暖房をしたり、給湯をしたりすることができます。このエネルギー効率は80パーセントくらいになります。

こういうものが、将来の循環型社会の理想図なのです。各家庭から出る生ゴミから水素を造る。水素を造るところでは炭酸ガスが出てくることは出ますが、ごみを焼却するよりははるかに少ない。ごみから水素を造り、燃料電池で発電と給湯をする新しい社会が出来るはずです。

予定の時間となりましたので、ここで話を終わります。ご静聴ありがとうございました。

(文責、事務局 今木)

お知らせ

◎「産業廃棄物処理業等の事務代行」の紹介について

産業廃棄物処理業の新規・更新許可等の申請をされる方で事務代行を希望される方は、当協会賛助会員の次の方をご紹介します。

詳細については事務局まで連絡下さい。

牛田 匡（牛田行政事務所）	岐阜市中西郷4-228	TeL 058-239-0076
三輪 松子（三輪事務所）	岐阜市八代3-23-4	TeL 058-294-2822
小塩 記子（小塩行政書士事務所）	岐阜市本庄西1-125	TeL 058-251-7811
中坪 利夫（中坪総合行政書士事務所）	高山市本町1-41	TeL 0577-32-3271
山本 末男（行政書士山本末男事務所）	揖斐郡大野町大字黒野131-8	TeL 0585-34-1567
青木 洋智（青木行政書士事務所）	本巣郡穗積町大字稻里157-1	TeL 058-326-3278
大山 照子（行政書士大山照子事務所）	岐阜市吹上町6-20-2	TeL 058-253-3715
加藤 恭子（加藤行政法務事務所）	岐阜市吾妻町1-34	TeL 058-252-0116
中田 義弘（行政書士中田義弘事務所）	中津川市駒場1585-13	TeL 0573-65-8803

(入会順)

お 知 ら せ

◎「中小企業診断士の経営診断書」の添付について

産業廃棄物処理業等の許可申請にあたり、経理的基礎を有するか否かの判断資料として、自己資本比率が30%未満等において「中小企業診断士の経営診断書」を希望される方は、当協会賛助会員の次の方を紹介します。

詳細については事務局へ連絡下さい。

河内 新治（河マネジメントコンサルタント） 各務原市新鵜沼台2-87 Tel 0583-70-0426

編 集 後 記

今年の梅雨は、空梅雨でしょうか、蒸し暑い日が続いている今日この頃です。

最近は、ワールドカップで世界中が、熱くなっています。この会報が皆さん的手元に届く時には、優勝チームも決定し、少しは熱も冷めてくると思いますが、日本の経済も冷めるのではなく、もっと明るくなることを願わずにはいられません。

さて、当協会報も前回で、第50号を数え、本号から大きさをA4サイズで字も大きく読みやすくし、情報を少しでも多くと思って編集しました。皆さんから親しまれる会報として、今後も広く会員の方のご意見をお待ちしております。

先般、腹立たしいと思ったことの一つに、中国瀋陽の日本総領事館における亡命問題があります。繰り返し流されるテレビのVTRを見るたびに、女性や子供の悲痛な叫びが聞こえてくるようで、やりきれない思いをしました。幸い亡命者達は韓国に無事入国できたということで心情的にはほっとしましたが、しかし、国家主権の問題は別にして、こ

のようなことは、単に外務省や在外公館の問題に止まらず、日本のあらゆるところで起きているのではないでしょか。日本古来の「和を以て貴しと為す」の精神のもと、摩擦を出来るだけ起こさない、悪く言えば事なき主義が蔓延している現れと思わざるを得ませんが、急激なグローバリゼーションの波にさらされている現在の我が国において、このような事なき主義的な感覚は今後大変な弱点になってくるのではないか。

これは又、私たちの産業廃棄物処理業界の周辺においても例外でなく、様々な事柄が決して是々非々で進められているとは思えず、摩擦を出来るだけ避け、常にソフトランディングを目指しているように思えてなりません。しかし、これでは山積みされている難問がなかなか解決していくはずはないと思われるのです。今後はわれわれ一人ひとりも自省の念を込めて、そして官民が力を合わせて大胆に変革をしていく必要があると思うのです。

(中尾勝)

ぎふ保全協会報編集委員

委員長 山村 けい
副委員長 野村 清晴
委員 川合 清和
委員 加藤 宏

野々村 清 中尾 勝

■広告掲載社名

高島株式会社

(この会報は、省資源・省エネを通じ地球環境の保全を図るために再生紙を利用してあります。)

会員(企業)紹介

会社名 伊藤建工株式会社
代表者 伊藤 博 視
所在地 岐阜県養老郡養老町飯田1333番地
電話 0584-32-1191
FAX 0584-34-1110
創業 昭和28年1月15日
資本金 2,000万円
従業員数 35名



◆事業概要（又は沿革）

〔特色〕建設工事から建設機械、碎石プラント及び輸送まで総合的に取扱う。

〔系列会社〕伊藤商事株式会社：モービル石油代理店

伊藤開発株式会社：貨物自動車運送事業

〔ホームページアドレス〕 <http://www.itokenko.co.jp/>

〔メールアドレス〕 info@itokenko.co.jp

◆事業内容

- ・土木建設工事請負
- ・コンクリートリサイクル事業

◆許可品目

〔産業廃棄物〕

収集運搬【岐阜県】がれき類

【三重県】がれき類

中間処理【岐阜県】破碎：がれき類



お知らせ

次号52号（平成14年10月1日付発行予定）に会員（企業）紹介の掲載をご希望されます方は事務局までご連絡ください。

会員(企業)紹介

会社名 小塚メタル株式会社
代表者 小塚 貞彦
所在地 岐阜県本巣郡穂積町稻里545番地の1
電話 058-327-3311
FAX 058-327-3021
創業 昭和49年5月1日
資本金 1,000万円
従業員数 11名



◆事業概要（又は沿革）

- 昭和49年5月1日 岐阜県羽島郡岐南町伏屋にて有限会社小塚商店創業
- 昭和54年8月1日 小塚メタル株式会社に組織変更
- 昭和54年8月16日 岐阜県本巣郡穂積町稻里に移転
現在に至る

◆事業内容

- 非鉄金属・鉄屑・貴金属の売買
- 産業廃棄物の収集・運搬及び処理業
- 不動産の賃貸並びに管理業

◆許可品目

[産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】廃プラスチック類・
金属くず・がれき類



【岐阜市】廃プラスチック類・金属くず・がれき類

【愛知県】廃プラスチック類・金属くず

中間処理【岐阜県】廃プラスチック類・紙くず・木くず・繊維くず・金属くず・ガラス
くず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生
じたものを除く）及び陶磁器くず・がれき類

[特別管理産業廃棄物]

収集運搬【岐阜県】腐食性廃酸

【岐阜市】腐食性廃酸

【愛知県】腐食性廃酸



協会のシンボルマーク

平成14年7月1日発行	第51号
編集 発行	社団法人 岐阜県産業環境保全協会
理事長 中本貞実	
〒500-8384 岐阜市薮田南1丁目11番12号 水産会館1階	
TEL<058>272-9293	
FAX<058>272-6764	
URL http://www.ccom.or.jp/gifu-hozan	
印刷 共和印刷株式会社	